

務省、弁護士会、最高裁判所——法務省も一定の原案を持つてゐるけれども、どうも動きがつかぬような現状になつておる。こういうことを打開しなければならぬと思うが、こういう司法制度調査会を作る際に、なぜこれを議案にできるようにしなかつたか、その理由を承りたい。

○津田政府委員 お尋ねの点は、まさにごもつともな点と存じますが、御承知のように、最高裁判機関改革問題は、すでに国会にその案が提案されまして、解散のために審議未了になつたといひきさつがござります。その後、この問題をいかに取り扱うべきかということは、法務省におきましても十分検討いたしたわけでござりますが、やはり当時、国会の審議におきましては、猪俣委員も御承知のように、必ずしも各界の納得が得られなかつたといういきさつもあつたわけであります。そこでこの問題につきまして、日本弁護士連合会、法務省、最高裁判所を通じていろいろな会合を持つておるといういきさつもあつたわけであります。すでに、御承知のように、本弁護士連合会、法務省、最高裁判所を通じていろいろな会合を持つておる联合会は一つの案を持ちまして、その案につきまして法務省の意見を求め、最高裁判所の意見を求めてきたわけであります。法務省といつしまして、その案によりまして——その案と申しますのは、前回国会に提案されました案と非常に近い案でございますが、その案によりまして最高裁判所の意見を求めた次第であります。しかしながら、これまでに正式の回答がないわけです。そこで、法務省といつしまして

は、最高裁判所の回答があり次第、この問題の提案に踏み切るかどうかと一緒にござることを決したいということを考えます。御説のように、この問題は、法制審議会で多年もみて結論が出ておるわけでありまして、今さら法制審議会の結論をくすぐす必要がないわけであります。御説のように、この問題は、法制審議会で多年も見て結論が出ておるわけでありまして、今さら法制審議会の結論をくすぐす必要がないわけであります。しかししながら、それ相違ないわけであります。もっぱら問題は、最高裁判所当局がいかにそれを取り扱うかということに帰着しておるところが、最も重要な問題であります。そこで、私どもは考えております。従いまして、そういう際の問題を今さら内閣における調査会にもしかけたといたしますと、これは法制審議会で出ました結果論との関係において、非常に解決困難な問題が出て参ると思うのであります。のみならず、今回のこの調査会は、裁判官任用制度を中心にして法曹一元の制度を考えるということでございまして、しかも、二年間という短期間にこの結論を出そうとというわけになります。それに対しまして、最高裁判機関改革問題を最初から議論するといふことになれば、とうていこの期間にこれを行なうこととはできませんので、それが申しましても、この問題の意味から申しましても、この問題をこの調査会にかけることはふさわしくないというふうな判断をいたしたわけであります。それによりまして、この調査会にかかる機関改革問題を最初から議論するといふことになれば、とうていこの期間にこれを行なうこととはできませんので、それが申しましても、この問題の意味から申しましても、この問題をこの調査会にかけることはふさわしくないというふうな判断をいたしたわけであります。それによりまして、この調査会にかかる機関改革問題を最初から議論するといふことになれば、とうていこの期間にこれを行なうこととはできませんので、それが申しましても、この問題の意味から申しましても、この問題をこの調査会にかけることはふさわしくないというふうな判断をいたしたわけであります。それによりまして、この調査会にかかる機関改革問題を最初から議論するといふことになれば、とうい

たうに、これは法曹の多年の懸案であります。なお、衆議院におきましても、法務委員会で、夏休みまで返上いたしました。それで、これは裁判官、検察官、法務省の人たちが集まつた法務審議会においても、ある程度の結論が出ておる。ところが、最高裁判所は、われわれから考へると、奇妙な論理を用いて、これに反対しております。判事は九人でなければならぬといふようなことも、ワン・ベンチ論として固執しておる。アメリカはそうだという。私どもは衆議院から派遣されて、アメリカの最高裁判所その他欧米の最高裁判所を視察してきましたが、アメリカだって九人じゃないのです。連邦最高裁判所だけ九人であります。あって、日本の最高裁判所に当たるところの最高裁判所は四十何カ所もある。それがみな九人ですから、三百何十人の最高裁判所の判事がおる。連邦最高裁判所だけが九人です。ところが、日本の最高裁判所は向こうの州の最高裁判所と大体同じことをやっておるわけです。そういうふうな説明で反対されておる点があるが、ドイツによるフランスにいたしましても、みんな八十名、百名の最高裁判所の判事がおるというようなことで、どうも最高裁判所の説明にもわからぬところがあるのであります。それによりまして、この調査会は、裁判官及び検察官の任用制度、給与制度、それに伴つて当然議論しなければならぬ法曹

の制度に限るということにいたしました。それで、どうも行政府は無理もないと思います。しかし、このまま放置の調査会の所掌事務は、裁判官及び検察官の任用制度、給与制度、それに伴つて当然議論しなければならぬ法曹の問題であります。そこで、どうも行政府は無理もないことは、皆さんよく御存じなわけであります。せっかくこういう内閣直属の調査会ができたから、それも調査目標の中に入れてもらいたいと実は思うわけですが、あります。それ以上は議論になりますので、やめておきます。

○猪俣委員 今検事は非常に不足ですか、お尋ねしたいことは、私はよくないけれども、裁判制度なんというものにことだと思います。どこかで打開しなければならぬ。ところが、法制審議会が、あまり興味もないでの、何か厄介なものではそつとしておくような傾向があるのです。大平さんはどうか知らぬ對しては、大平さんはどうか知らぬが、あまり興味もないでの、何か厄介なものはそつとしておくような傾向があるのです。そこで、私は、これは大平さんからもお聞きいたしましたが、法務官等五百二十名、こういう数字になります。

○猪俣委員 御説明はわかりますが、しかし、今あなたの御説明の中にあつた次第であります。しかしながら、これまでに正式の回答がないわけです。そこで、法務省といつしまして

たように、これは法曹の多年の懸案であります。なお、衆議院におきましても、法務委員会で、夏休みまで返上いたしました。それで、これは裁判官、検察官、法務省の人たちが集まつた法務審議会においても、ある程度の結論が出ておる。ところが、最高裁判所は、われわれから考へると、奇妙な論理を用いて、これに反対しております。判事は九人でなければならぬといふようなことも、ワン・ベンチ論として固執しておる。アメリカはそうだという。私どもは衆議院から派遣されて、アメリカの最高裁判所その他欧米の最高裁判所を視察してきましたが、アメリカだって九人じゃないのです。連邦最高裁判所だけ九人であります。あって、日本の最高裁判所に当たるところの最高裁判所は四十何カ所もある。それがみな九人ですから、三百何十人の最高裁判所の判事がおる。連邦最高裁判所だけが九人です。ところが、日本の最高裁判所は向こうの州の最高裁判所と大体同じことをやっておるわけです。そういうふうな説明で反対されておる点があるが、ドイツによるフランスにいたしましても、みんな八十名、百名の最高裁判所の判事がおるというようなことで、どうも最高裁判所の説明にもわからぬところがあるのであります。それによりまして、この調査会にかかる機関改革問題を最初から議論するといふことになれば、とうい

たうに、これは法曹の多年の懸案であります。なお、衆議院におきましても、法務委員会で、夏休みまで返上いたしました。それで、これは裁判官、検察官、法務省の人たちが集まつた法務審議会においても、ある程度の結論が出ておる。ところが、最高裁判所は、われわれから考へると、奇妙な論理を用いて、これに反対しております。判事は九人でなければならぬといふようなことも、ワン・ベンチ論として固執しておる。アメリカはそうだという。私どもは衆議院から派遣されて、アメリカの最高裁判所その他欧米の最高裁判所を視察してきましたが、アメリカだって九人じゃないのです。連邦最高裁判所だけ九人であります。あって、日本の最高裁判所に当たるところの最高裁判所は四十何カ所もある。それがみな九人ですから、三百何十人の最高裁判所の判事がおる。連邦最高裁判所だけが九人です。ところが、日本の最高裁判所は向こうの州の最高裁判所と大体同じことをやっておるわけです。そういうふうな説明で反対されておる点があるが、ドイツによるフランスにいたしましても、みんな八十名、百名の最高裁判所の判事がおるというようなことで、どうも最高裁判所の説明にもわからぬところがあるのであります。それによりまして、この調査会にかかる機関改革問題を最初から議論するといふことになれば、とうい

たうに、これは法曹の多年の懸案であります。なお、衆議院におきましても、法務委員会で、夏休みまで返上いたしました。それで、これは裁判官、検察官、法務省の人たちが集まつた法務審議会においても、ある程度の結論が出ておる。ところが、最高裁判所は、われわれから考へると、奇妙な論理を用いて、これに反対しております。判事は九人でなければならぬといふようなことも、ワン・ベンチ論として固執しておる。アメリカはそうだという。私どもは衆議院から派遣されて、アメリカの最高裁判所その他欧米の最高裁判所を視察してきましたが、アメリカだって九人じゃないのです。連邦最高裁判所だけ九人であります。あって、日本の最高裁判所に当たるところの最高裁判所は四十何カ所もある。それがみな九人ですから、三百何十人の最高裁判所の判事がおる。連邦最高裁判所だけが九人です。ところが、日本の最高裁判所は向こうの州の最高裁判所と大体同じことをやっておるわけです。そういうふうな説明で反対されておる点があるが、ドイツによるフランスにいたしましても、みんな八十名、百名の最高裁判所の判事がおるというようなことで、どうも最高裁判所の説明にもわからぬところがあるのであります。それによりまして、この調査会にかかる機関改革問題を最初から議論するといふことになれば、とうい

として出てくる。私は、先年アメリカの裁判制度を視察に行きましたときに、刑事案件で、つまり、起訴した原告側の代理として弁護人が出廷で弁護人同士が、検事になり弁護士になつてやつておる。だから、検事の法廷闘争まで弁護人に詰け負わせておるわけです。私は、そういう制度を少し研究して見る必要があるのじやないかと思う。それこそ法曹一元の一つの別な形が現われてきます。そんな国を相手の訴訟なんといふのは、原告あるいは被告——ことに民事事件ですよ。アメリカは刑事案件までやる。それは日本の刑事案件訴訟法の構成ではむずかしいでしようけれども、國を相手に純然たる民事事件あるいは行政事件なんだ、こんなものは、官選弁護みたは、國選弁護みた的な形で弁護士に請け負わせたらいいと思う。弁護士は幾らもおるのでから。どういう契約をするか。今の國選弁護士なんて、ごく安い報酬でもつて弁護士がみんな公務についております。ですから、そうなれば、そう経費もからずに、その事件のたびに弁護士を頼めばいい。検事の資格のある者がこれだけ多數検務局なるものにおいて、そうして弁護士のような仕事、民事事件の相手になつて出でる。これは検事が不足しておる今日、考え方なければならぬことじゃなかろうか。最高裁判所におきましても、あるいは家庭局、行政局、いろいろの局がある。局長、課長くらいまでは、場合によつては判事の資格のある者もやむを得ざることもあるかもせんが、課長、局長のほかにそういう資格のある者がなおあるでしょ

う。課長付とか局長付の参事官とか事務官が、みんな判事、検事の資格のあります者を充當しておる。こういうのはむだだと思うのです。書記官の非常に練達堪能の者があれば、課長の補佐くらうなんです。必ずしも高等文官試験に及第した者はかりじやないわけです。それは司法行政で、行政の部面が強いのであって、裁判活動と違うのですから、必ずしも判事の資格がなければならぬというわけのものではないと思う。ですから、そういう判事は第一線の裁判の方に出てもらつて、そうして練達堪能の書記官にやらせるということも、私は制度として考るべきじやないかと思う。判事が足りない、検事が足りないと、それがどうも少し裁判所なり検察院、みんな有資格者で占めてしまおうという、そういう意欲に基づいてやつておるのではなくらうか。それは判事の方が必要なことではないが、それがどうも少しうまいましょうが、それは局長、課長の補佐まで、その下の者までも判事の資格がなければならないという理由はあります。現在の証務局の制度は、終戦後つきましては、やはりただいま御指摘の通り、弁護士の資格のある者、すなわち、検事が行なうというのが相当であるということになつております。そのためこの検事を証務局に配置いたしておるわけであります。しかしながら、これは全部検事がやつておるわけございませんで、事務官でやつておるものもござりますし、また、たとえ昭和三十五年度におきましては、約六十九名の方々の弁護士を選任いたしまして、訴訟業務を委任しておるわけであります。でございますから、この検事が全部の訴訟業務をやつておるわけではございませんで、弁護士に委任しておる事件も多數あるわけござります。しかしながら、この制度を全面的にやめるかどうかという問題に結ぶつていくということが、数を解決する最も近い道じやなかろうか。こういうことは、この司法制度調査会で調査なさるのかなさらぬのか。こういうこと

なんといふものは、事務局はあつてもいいが、具体的な事件が起こつた際に弁護士を頼むという制度はどうか。大臣の御意見、それから津田さんにもそれに対する、そういう私の考えはいかないのかどうか、それを一つ御答弁下さい。

○津田政府委員 事務上のことを私の方からまず御説明申し上げますが、御承知のよう、国を当事者とする訴訟につきましては、國を代表いたしまして法務大臣が、その所部の職員を指定して訴訟を行なわせることができます。そこで、國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律で定められている通りであります。それらの職務を行ないます職員につきましては、やはりただいま御指摘の通り、弁護士の資格のある者、すなわち、検事が行なうというのが相当であるということになつております。そのためこの検事を証務局に配置いたしておるわけであります。しかしながら、これは全部検事がやつておるわけございませんで、事務官でやつておるものもござりますし、また、たとえ昭和三十五年度におきましては、約六十九名の方々の弁護士を選任いたしまして、訴訟業務を委任しておるわけであります。でございますから、この検事が全部の訴訟業務をやつておるわけではございませんで、弁護士に委任しておる事件も多數あるわけござります。しかしながら、この制度を全面的にやめるかどうかという問題に結ぶつていくということが、数を解決する最も近い道じやなかろうか。こういうことは、この司法制度調査会で調査なさるのかなさらぬのか。こういうこと

なんといふものは、事務局はあつてもいいが、具体的な事件が起こつた際に弁護士を頼むという制度はどうか。大臣の御意見、それから津田さんにもそれに対する、そういう私の考えはいかないのかどうか、それを一つ御答弁下さい。

○大平政府委員 今政府委員から御答弁がありましたよ。他の行政官はみんなそぞれに對する、そういう私の考えはいかないのかどうか、それを一つ御答弁下さい。

○津田政府委員 事務上のことを私の方からまず御説明申し上げますが、御承知のよう、國を当事者とする訴訟につきましては、國を代表いたしまして法務大臣が、その所部の職員を指定して訴訟を行なわせることができます。そこで、國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律で定められている通りであります。それらの職務を行ないます職員につきましては、やはりただいま御指摘の通り、弁護士の資格のある者、すなわち、検事が行なうというのが相当であるということになつております。そのためこの検事を証務局に配置いたしておるわけであります。しかしながら、これは全部検事がやつておるわけございませんで、事務官でやつておるものもござりますし、また、たとえ昭和三十五年度におきましては、約六十九名の方々の弁護士を選任いたしまして、訴訟業務を委任しておるわけであります。でございますから、この検事が全部の訴訟業務をやつておるわけではございませんで、弁護士に委任しておる事件も多數あるわけござります。しかしながら、この制度を全面的にやめるかどうかという問題に結ぶつていくということが、数を解決する最も近い道じやなかろうか。こういうことは、この司法制度調査会で調査なさるのかなさらぬのか。こういうこと

に、アメリカにおきましても、連邦あるいは州のアトーニーは、検察事務と並んで、民事事件もやつておるわけであります。また、ただいまお話しのように、アトーニーが民間のアドバイスの立場で、現在どいたしましては、どうもやむを得ない措置であるというふうに私は思っております。決していいことでも考えております。決していいことでは思いませんけれども、やむを得ないものであるというふうに考えておるわけであります。

○大平政府委員 今政府委員から御答弁がありましたよ。他の行政官はみんなそぞれに對する、そういう私の考えはいかないのかどうか、それを一つ御答弁下さい。

○津田政府委員 事務上のことを私の方からまず御説明申し上げますが、御承知のよう、國を当事者とする訴訟につきましては、國を代表いたしまして法務大臣が、その所部の職員を指定して訴訟を行なわせることができます。そこで、國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律で定められている通りであります。それらの職務を行ないます職員につきましては、やはりただいま御指摘の通り、弁護士の資格のある者、すなわち、検事が行なうのが相当であるということになつております。そのためこの検事を証務局に配置いたしておるわけであります。しかしながら、これは全部検事がやつておるわけございませんで、事務官でやつておるものもござりますし、また、たとえ昭和三十五年度におきましては、約六十九名の方々の弁護士を選任いたしまして、訴訟業務を委任しておるわけであります。でござりますから、この検事が全部の訴訟業務をやつておるわけではございませんで、弁護士に委任しておる事件も多數あるわけござります。しかしながら、この制度を全面的にやめるかどうかという問題に結ぶつていくということが、数を解決する最も近い道じやなかろうか。こういうことは、この司法制度調査会で調査なさるのかなさらぬのか。こういうこと

おるのでござりますけれども、こういう調査会ができますと、そういう問題もなお進んで御検討いただいでかかる

○猪俣委員 これは大体御了承いただきましたから、あまりくどくお尋ねいへきものだと思います。

たしませんが、私ども、判事、検事の資格がある者が法務省なりあるいは最高裁判所の事務局にたくさんおることは、けつこうなことだと思うのです。ただ問題は、検察官なり裁判官なりが非常に数が少ない、そのため事件が遅延していることは、天下の世論です。そこで、一体こういうものをどうするかといいろいろの方法があるわけです。だから、そういう裁判行政、司法行政に属するものは、判事や検事の多年の経験のある者がよりいいんだけれども、ひとまずそれは前線に出すというふうな考え方を持たなければならぬのじやなかろうか。この裁判の遅延なんということは、私どもが言えば、必ず裁判官の数が足りないと、一そしてまた、裁判官は実際忙しいですよ。私どもはそれはもつともだと思うのです。大へんな事件をかかえてやつていらっしゃる。だから、もっとふやさなければ無理だと思うが、これは定員の問題になりますが、内部操作でありますは何だということになる。そういう有資格者を置くということはいいことには違いないが、ただそれのみならず、これは日本の長い間の役所のセクションナリズム、繩張り根性というものが、あって、やはり最高裁判所のいろいろな行政部門も判事閣で固める、あるい

は法務省の行政部門も検事閣で固め、こういう張りが相当あるわけですね。津田さんはそんなこと絶対にないから、答弁はとおっしゃるに違いないから、答弁は要らぬ。答弁は要らぬが、それは事実ある。そういう意味において、判事や検事をいろいろな部署につかせて、有能な書記官、練達堪能な書記官もたくさんいるのですが、これらが異端者になるわけです。なるべくそういう者を責任ある地位につけまいとするというような点が、批判としてあるのです。ないとおっしゃっても、現実にあるのです。そういうセクショナリズムはある。日本の役所の長い間の伝統なんですね。これは牧野元法務大臣じやないけれども、まず官僚の最も力の強いのは法務省と外務省だと、あの牧野良三元法務大臣が言いましたが、僕もやはりそういうものを打破しなければいかぬと思う。一体司法制度調査会なんかも、ほんとうはそういう見地からも考えてみなければならぬと思うのです。そこで、とにかく人権擁護のために、この訴訟が非常に遅延しておることは、あらゆることを考えてこれを促進しなければならぬ。これは大平さんもお考えおきいただきたいのですが、一般的の遅延の調査というものは裁判所にあると思うのです。それはいずれまた聞く機会があると思いますが、私自身が関係いたして参りましたものでも、驚くべきものがある。たとえばこれは、最高裁判所、来ておりますが、昭和三十一年の(イ)二一八号、土地所有権取得登記抹消手続等請求事件、これは訴えを起こしたのは三十一年八月二十九日ですが、現在もう六ヵ年、

まだ準備手続をやっているのです。そして、いよいよこの四月に準備手続の結審をしたいと思っておつたら、判事がどこかへかわったと称して、いつまたこれが開かれるかわからない。準備手続ですよ、六年も七年も。一回だって公判を開いていない。そこで非常に困ってしまった。私は自分のことを言うて恐縮ですが、私の子供が自動車にはね飛ばされて即死をいたしました。その会社の態度がけしからぬから、損害賠償の請求訴訟を起こしておりますが、これは三十年に起きたのがいまだに一審が済まぬのです。ひいた人間は最高裁まで行つて判決確定して、服役して出てきているのに、一審の民事訴訟をまだやつている。果てしがない。判事のかわることは、この前的新潟地方裁判所の事件では、判事が五、六人もかわって、そのたびに半年ぐらい延びてしまふ。私の子供の事件も、何人かわったかわけがわからぬ。私は三人の弁護士を頼んでやつている。昭和三十年からまだかかっている。刑事案件としては終結しているのにかかわらず、まだこれがいつ果てるかわからない。これでは裁判所を利用して損害の賠償を取ろうなんということはできません。私の立場においてかような姿です。こんなことで裁判といふものが国民の利用するところとなるからぬのか。それだから暴力団が発生しますよ。おどしてふんだくつくる、その方が近道だということになる。暴力団発生の大半の責任は裁判制度にありますよ。私の子供の事件は七、八年たっている。(後の三八三〇号の事件として、三十年の五月二十六日に訴訟を起こしているが、まだ一審が

片づかぬ。こういふことは、私は自分の身に關することではなはだ恐縮なんですが、それでも、それだけ実感が強いから言うのです。單なる統計じゃない。實際体験している。そこで、じやそのことは判事さんがなまけているからか、というと、そうじやない。氣の毒なくらい、最高裁判所の判事でも、その他下級裁判所の判事でもやつていらっしゃる。結局人數が足りない。それから訴訟の方法についてやはり改める必要があると思うのです。だけれども、まず第一に、人間を充足するといふことが先決なんです。そこで、この司法制度調査会ができましたことは、私もほけつこうなことだと思いますが、今申しましたように、判事や検事の資格のある者は、まず部内からなるべく前線へ送り出すということを真剣に考えていただきたい。

それからこの司法修習生の動向ですが、これはお示しの統計を見ましても、年々弁護士がふえて、判検事の方が減ってきてている。去年のごときは、判事補が八十四人、検事が四十八人、弁護士が二百十六人となつてゐる。判事と検事を寄せたより多い。本年もまた判事補は七十六人、検事が四十一人で、弁護士が二百二人。大蔵省あたりから異議が出ることにも多少原因があると思う。そこで、この原因はどうにあるのであるか、もしお気づきの点があつたら御説明いただきたい。

○津田政府委員 昭和三十六年度以降におきまして、修習生を修了して弁護士となる者は非常に多いわけござります。これは司法修習生採用数、すなわち、司法試験合格者数がふえたためであります。しかし、そのふえた割

に判事補、検事を志望する者がふえないと、ということは、当然言えることで、結局弁護士になることを志望する者が多いということは、御指摘の通りであります。この原因についてでありますと、が、それはいろいろ考えられるわけでござりますけれども、一晉にして申せば、やはり弁護士の方が魅力があるといふことに尽きるということになるわけであります。しかしながら、それを分析いたしてみますと、どういうことかと申しますと、何と申しましても、やはり裁判官、検察官の給与その他の待遇問題が第一であります。それから職務内容が非常に複雑困難であつて、自分の時間というものをとることができないというようなことが一つ。それから一般的の勤務環境、宿舎等の問題が非常によくない。宿舎につきましても、これは判事、検事、完全に支給されているわけではございません。こういうような問題を全部総合してみると、結局、弁護士になる方が有利であるというようなことが、大きな原因であろうかといふふうに考えておる次第でございます。この問題を解決するためには、これらの諸点を解決しなければならぬわけであります。この問題は、何と申しましても、法務省あるいは裁判所だけで解決できる問題ではないわけでありますので、この調査会によりまして根本施策をきめていただくといふことが望ましいことになるだらうと思います。

のようになれば、弁護士を十年勤めた者から判事になるといふやうな、いわゆる法曹一元を実現しなければ、世の中が民衆化すればするほど弁護士の希望者がふえてくると思う。昔のように検事がいばってオイコラでやっておられれば、月給の安いところをいばることで埋め合わせて、なり手があつた。だから、いばらせるのは安く官吏を使う手段というふうになつておつたのだが、近ごろそういうことがなくなってきた。だから、やはり待遇を考えやらなければいかぬ。（今でもいばつてゐるよ」と呼ぶ者あり）まあ、昔の判事や検事よりはよくなつてきたと思う。そこで、やはり法曹一元で、弁護士十年なら十年やつた者がなるということにならなければいけないと思うのですが、それには非常に障害がある。その一つは恩給法です。弁護士から判事になつて、またやめて弁護士になつた人が、ほとんどみなこぼしている。五年なり十年なり福島あたりの家庭裁判所長をやっておつた人がやめてきて、えらい目にあってしまつた、弁護士を開業している間のお得意さんはいなくなつてしまつたし、子供の教育もよくなつて、またやめて弁護士になつた人が、ほとんどみなこぼしている。五年なり十年なり福島あたりの家庭裁判所長をやっておつた人がやめてきて、えらい目にあってしまつた、弁護士を開業している間のお得意さんはいなくなつてしまつたし、子供の教育もよくなつて、またやめて弁護士になつた人が、ほとんどみなこぼしている。そこで、恩給弁護士会でこぼすから、なり手がだんだなくなるのですね。そこで、恩給裁判所長をやっていてあるうちに使つてしまつた、恩給はない、そういうことを考へても、恩給がない。判事を二十年もやらなければ恩給がつかない。判事を二十年なんてやらないうちにおだぶつ

になるかもわからぬ。そこで、一体恩給制度なんていふものはどうするか、それはもちろんこの臨時司法制度調査会で御研究になると思いますが、そういうふえてくると思う。昔のように検事がいばつておられれば、月給の安いところをいばることで埋め合わせて、なり手があつた。だから、いばらせるのは安く官吏を使う手段というふうになつておつたのだが、近ごろそういうことがなくなってきた。だから、やはり待遇を考えやらなければいかぬ。（今でもいばつてゐるよ」と呼ぶ者あり）まあ、昔の判事や検事よりはよくなつてきたと思う。そこで、やはり法曹一元で、弁護士十年なら十年やつた者がなるということにならなければいけないと思うのですが、それには非常に障害がある。その一つは恩給法です。弁護士から判事になつて、またやめて弁護士になつた人が、ほとんどみなこぼしている。五年なり十年なり福島あたりの家庭裁判所長をやっておつた人がやめてきて、えらい目にあってしまつた、弁護士を開業している間のお得意さんはいなくなつてしまつたし、子供の教育もよくなつて、またやめて弁護士になつた人が、ほとんどみなこぼしている。そこで、恩給弁護士会でこぼすから、なり手がだんだなくなるのですね。そこで、恩給裁判所長をやっていてあるうちに使つてしまつた、恩給はない、そういうことを考へても、恩給がない。判事を二十年もやらなければ恩給がつかない。判事を二十年なんてやらないうちにおだぶつ

に解決しませんと、これは口で言つても、なかなか実際は行なえない。日本弁護士会の法曹一元に関する委員会があつて、私もその委員になつておるのですが、ここでは昭和三十二年にもうすでにつけた決議をして、しかも法文化して上申してあるはずなんです。ここにも詳しく書いてある。なおまた、日本法律家協会の委員会でも、やはり法曹一元を実現する具体的要綱といふものを作昨年の五月に決議して出してあります。ただ、これを具体的に考えてみると、これはみんなりっぱであるが、今の待遇問題になると、どうもはつきり書いてない。これはやはり大きな力のある委員会でないと実現しないためだろうと思うのですが、待遇問題が解決しなければできない。待遇問題解決には、判事の待遇を確立することもありましょうし、弁護士から判事になる者の恩給制度なんかを特別に考慮するということもあります。このことから、公職選挙法みたいになつたら困るのですが、あなたの御決意を承りました。

○内田委員 私は採決態勢が整えば相当政府なりが忠實に守るのだろうが、公職選挙法みたいになつたら困るのですが、あなたの御決意を承りました。

○大平政府委員 もとより、仰せの通り、答申はできる限り尊重する考えでございます。各界の英知を集め、異例の措置として内閣に調査会を置きました以上は、私どもは、今の日本の現実に即して有効な答申がなされると思いまするし、また、その実現につきまして何ら危惧を持つていないのでございます。

○猪俣委員 それからなお、この委員会の任務としてお尋ねしたいと思いますのは、先ほど申しました、日本法律家協会がアメリカのバー・アソシエーションのような組織を作ることを決議されておるのであります。このことは、司法制度調査会で御検討になるのか、関係なさらぬのか。

○津田政府委員 アメリカのバー・アソシエーション設立の問題は、ただいま仰せの日本法律家協会の場合は出でるわけであります。これは法曹一元制度の不可欠な問題であると私どもは考えておるけであります。これが現在実現しない。今回それをやると、世論化しているのであります。これが現在実現しない。今回それをやると、どうすることは、やはり調査会で御議論をいたくことになると思うのでありますけれども、これは自然の勢いとして、もし法曹一元制度を採用するとすれば、不可欠な問題であるということになりますけれども、これが当然なると思つております。これは調査会で御検討しております。

○猪俣委員 私の質問はこれで終わります。

とについては、再検討を加えると同時に、各省に通ずる規定は、あたかも昔の各省官制通則のように国家行政組織法の中できめてしまつて、今日のような各省庁の設置法は各省設置令といふようなことにして、政令なり、あるいは閣令というものがあるか知りませんが、それにまかせてしまつた方がいいのじやなかろうか、こういう気がいたします。また、定員についても、これは予算で審議することであるから、定員法というものははたして要るのだろうか。これは定員令でよくはないかと思うが、しかし、それが法律でやつた方がいいとする場合においても、各省設置法の中に一つ二つきめるよりも、国家行政組織法の別表か何かで一まとめてきめておく。これは行政機関職員定員法をやめてしまったのだから、昔に戻る必要はない。国家行政組織法の別表が何かできめて、一括審査するとかなんとかいう方法でいかないと、行政機関みずからが、自分の職能、責任を放棄して、立法機関の下に入る、すべて国会にみずからの責任と機能を譲り渡してしまう、売り渡してしまったような格好になつておることは、私はあります、何かお考えがありましたどうかと思うのですが、これはお考えになつたらどうかといふことであります。また、臨時行政調査会といふようなものができますと、行政機関のあり方について根本的な検討を調査会でおやりになるようありますから、單に実態的のことばかりではないに、私が今言う法制的な問題についても、この際究があればお答えをいただきたい。

考え直すような方向にいかないと、との委員会というものを毎週三日も四日も開いても、それでもなおやり切れない。のみならず、内閣や政府機関の行政運営に非常な支障を与える。私どもも、立法活動に非常にある面に足を取られて困つておるという実情をあなたに申し上げて、官房長官おられるから、申し上げておく次第であります。

○大平政府委員 内田委員の、憲法解説から出た、行政の組織は、内閣や会計検査院等以外は内閣におまかせいただいていいのじやないかという見解に基づきまして、政府の方は、第三回の国会に行政組織法を御審議いただいた場合に、そういう態度で臨んだわけでございますが、参議院の方で政府の原案が修正を受けまして、今日御指摘のような状況になっておるわけでござります。そこで、実は去年国会の正常化が叫ばれるし、私ども国会に去年は何でも二百五十一件出したのですが、こんなにたくさんの法律の御審議をいただくのも恐縮だし、何とか法案を整理いたしたいと思いまして、いろいろ夏以来法制局を中心に検討させたわけでござります。ところが、たとえば今御指摘の設置法というものが二十件内外毎年出ておるということで、これはせめて今建前でも一件にまとめることができないだらうか、件数をできるだけ整理することが正常化の前提ではないかということで、いろいろやつてみたのでございますが、ぎりぎり詰めてこういう状況になつておるわけでございます。しかし、仰せのような事情がござりますので、今後真剣に検討して善処すべきものであると私は考えて

○山口政府委員　国家行政組織法につきましては、従来御指摘のような考え方を持つておったのでござりますが、法律成立のときの国会における審議の状況もございますので、そういうものができるだけ合理的な線を持っていきたいというふうに考えております。特に御指摘の定員の問題につきましては、実は定員法というものが従来ございまして、全体を一表にまとめておられたわけでござります。これを再検討する必要が起こりまして、御承知のように、定員法の規定しております内容について非常に疑義がございましたために、いろいろ各省の実際の取り扱いが不適切になりまして、いわゆる定員以外で職員問題というのを、政治問題までになるとるように大きな問題にしたわけでござります、そこで、そういうことで、それを再検討するために、実は三十五年度に政府部内で協議会を作りまして、政令にするということにつきまして、同時に検討いたしました。その結論といたしましては、さしあたり五現業につきましては政令にいたしました。その他のものにつきましては、なお非常に議論がございましたために、一応まとめるために法律で残すことにしていたしました。しかし、だんだん検討いたすべき点がござりますので、慎重に検討いたしたいと思います。ただ、組織法も検討を始めておりますので、この改正の時期は、そういう実態の意見の状況と照應しつついたすべきものであらうかと思います。

○受田委員 官房長官に一言だけ聞いておきたいのですが、この調査会設置法案は、調査会の目的の中に、法官元の制度とその他の任用制度、給与制度に関する事項が書いてあるのですけれども、司法修習生の取り扱い及び司法行政と裁判官、検察官の関係、こういったものは含まないかどうか。司法行政というのは、きのう私司法当局に聞いたのですが、検事が一般行政官になつておる。判事が最高裁判所の事務官局の責任者になつておる。こういうふうに判事や検事の身分で一般司法行政の方の担当者になつておる場合があるのです。そういうものが法務省の場合は特例として残されておるのですが、官房長官としては、内閣にこうした調査会を置くということになりますと、そういう問題もあわせて総合的な立場から検討をすることになるのかどうか。調査会の目的から考えて、どういう御意見で法案をお出しになられたかをお尋ねいたしたいのです。

それと新しくこれが加わっておる。つしかないわけですか。

○大平政府委員 憲法調査会と国防會議とこれとになります。

○受田委員 これは非常にウエーハトム高くておられる機関であるといふことが言えるわけです。総理府の付属機関でなく、内閣の付属機関である。こういう意味では、総理府の付属機関よりも重視した調査会であるというふうに考えていいかどうか。

○大平政府委員 さようございます。

○受田委員 内閣に置かれる付属機関としてこうした制度をお作りになるについて、今御御指摘のように、これを含めて三つの制度ができておるわけですがけれども、内閣に置こうというよそい重要な問題を調査する機関として、目下なお重要な別に考えられる事項をお持ちではないか。全然ほかにこうした調査会を考えてはおらないか、問題としてはまだこういう問題が考えられるという点があれば、御答弁願いたいのです。

○大平政府委員 そういう問題は今ところございませんし、今後できるだけそういうことは避けたいと思います。

○受田委員 そうしますと、この制度そのものには私一つ問題があると思うのです。臨時的な措置としてこういうものを内閣にお置きになるというには、これはいささか事務的に過ぎる問題ではないか。憲法をどうするかという問題、国防をどうするかという問題と比較して、臨時的な措置としてこの制度をお置きになるほど重大な問題であるかどうかをお答え願いたい。

— 1 —

○大平政府委員 異例の措置として内閣に置く決意をするほど重要だと考へておるわけです。その臨時の措置は、一時的な措置として、ある時間を経たならば解決ができるということでお置きになるようございますが、私は、この内閣に置かれる機関としては、法曹一元化の問題といふものが、もっと幅広く、立法、司法、行政の三つの面から根本的問題といふようなものに触れて、司法部の権威を高めるために、非常に基本的な、行政にも関係し、また立法にも関係して、そこで単なる法曹一元化の問題ではなくて、もっと広い司法制度のあり方、こういうものを検討するということであるならば、三権分立の立場からの司法の権威といふものがどこにあるかということを、こうした機関であわせて御討論されるということになれば、非常に意味が深いと思っております。そういう問題は全然考え得ないわけですか。

○大平政府委員 先刻申しましたように、当面緊急な基本的かつ総合的な問題といふようにいたしてあるわけでございまして、司法制度の根本的な検討ということになりますと——これは時限立法でございまして、二年間御審議を願うということで、今申しましたよ

うな問題に限定してお願いするつもりでございまして、司法制度全体といふことになりますと、あらためて検討を要することになりますと、あらためて検討を

○受田委員 司法官が行政官に兼用されている、併用されているといいますか、そういう併用されているといいます

した通りに、幾つか例があるわけであります。

○津田政府委員 その問題につきましては、任用制度に関連があるといふふ

う。そうした司法機関と行政機関との混同されておる。行政官という立場であるならば、りっぱな行政官でおやり

ただけいいのであって、司法官の身分を持ったままで行政官をおやりに

なるのは筋が通らない。これを私がき

つけます。あなたはその点では非常に

研究しておられる一人だと思いますの

で、これは人事院の関係もあるわけであります。

○受田委員 こういう法案をお出しになつた当面の責任者として、人事行政に造詣の深い官房長官として御答弁を願いたい。

○大平政府委員 要すれば、そういう問題も御審議願いたいと思っております。

○受田委員 これは、当局のそういう御答弁でありますから、採決の前でありますし、一応質問を終わらしていただきますが、司法当局に一言だけお聞き

きしたいと思います。司法修習生の取り扱いは、今官房長官は、これの中に

入らない、必要があればやるがというふうに、非常にあいまいであったのでございまして、司法制度の根本的な検討

○大平政府委員 まさにこの調査会においてお取り扱いをしてほしい。法務省が官房長と

お話し申しますが、司法修習生制度の問題については、前会石山委員からかなり詳細に御質問がありましたので、これを許します。

○中島委員長 引き続き労働省設置法の一部を改正する法律案について質疑を繼續いたします。

○中島委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。

○山内委員 今回の設置法につきましては、賃金部の問題については、前会石山委員からかなり詳細に御質問がありましたが、この点は私触れることを避けたいと思います。

○中島委員長 まず最初に、最後の定員の増加であります。これはごく事務的なことでありますけれども、当局はどういうお考え方でござりますか。

○中島委員長 本件は、前回の質疑の際におきましたが、行政のなかで最も深い関連を持つておるわけです。従いまして、これは当然調査、審議の内容に入つてくるのではないかといふふ

うに考えております。

○受田委員 ないかといふ、まだよく然とした標準でござりますか。

○津田政府委員 その問題につきましては、任用制度に關連があるといふふ

うであります。

○中島委員長 これにて臨時司法制度調査会設置法案に対する質疑は終了いたしました。

○松永政府委員 このたびの設置法改正案におきまして、六十六人の定員外職員を定員化いたしますと、労働行政事務に従事をいたしております定員外職員は、これによつて全員定員化され

ます。それが六十六名、こうありますけれども、なお定員外職員でこれによつて救済されない者がどのくらい残つておるのか。

○松永政府委員 そうしますと、今度新設されますが、定員外の職員には一人も増員なし

りますが、これはごく事務的なことであります。これが六十六名、こうありますけれども、なほだ連絡を欠く機関

などにおいてもはなはだ連絡を欠く機関といふ意味で、根本的な難点の解決を同

じくして、法曹一元化の問題にございまして、司法制度全体といふことになりますと、あらためて検討を要することになりますと、あらためて検討を

○受田委員 司法官が行政官に兼用されている、併用されているといいますか、そういう併用されているといいます

した通りに、幾つか例があるわけであります。

○津田政府委員 その問題につきましては、任用制度に關連があるといふふ

うであります。

○中島委員長 その問題につきましては、官房長から申し上げま

す。

十二名の配置の問題ですが、かりに新設されます資金部ができれば、これへ何名か回るのか、そのほか御提案の中には、災害補償保険の事業とか、あるいは失業保険事業、広域職業紹介関係業務等に回すというわけでありますけれども、この配分はどういうふうにお考へになつておりますか。

○中島委員長 これまで議論に入るの御審議になることと思いますし、また、関連はない、あるいは当面緊急を外されるとのことになる。もっぱらこのう司法当局、法務当局にお尋ねしたいだけです。あなたはその点では非常に

身分を持ったままで行政官をおやりに

ただけいいのであって、司法官の研究しておられる一人だと思いますの

で、これは人事院の関係もあるわけであります。

○受田委員 この機関ができる以上は、もつと幅を広げて、臨時的な措置

であるうとも、司法行政と裁判官との関係などについて深い難点のある問題

点は、同時にここで解決しておくといふ、そういう態度を私は持つてほしいと思う。ただ單にこうした臨時的な立場から、法曹一元化の問題をどう解決するかというような立場でなくして、もうともっと根本的なガムというものをここでえぐり出していくという態度も、同時にこの調査会においてお取り扱いをしてほしい。法務省が官房長と

いう制度を持つていいだつたの役所でありますけれども、そうした意味においても、行政府の中においてはやや独立の役所、他の省との関係などにおいてもはなはだ連絡を欠く機関

といふ意味で、根本的な難点の解決を同時に調査解消するという努力をさるべきであると思うのですがね、官房長官。

○大平政府委員 仰せの通りと心得えて善処します。

○中島委員長 これにて臨時司法制度調査会設置法案に対する質疑は終了いたしました。

○松永政府委員 このたびの設置法改正案におきまして、六十六人の定員外職員を定員化いたしますと、労働行政事務に従事をいたしております定員外職員は、これによつて全員定員化され

ます。それが六十六名、こうありますけれども、なほだ連絡を欠く機関といふ意味で、根本的な難点の解決を同

じくして、法曹一元化の問題にございまして、司法制度全体といふことになりますと、あらためて検討を

○受田委員 司法官が行政官に兼用されている、併用されているといいますか、そういう併用されているといいます

した通りに、幾つか例があるわけであります。

○津田政府委員 その問題につきましては、任用制度に關連があるといふふ

うであります。

○中島委員長 その問題につきましては、官房長から申し上げま

す。

おります場合においては、一定の基準によりまして、その巡回職業相談所において失業の認定、保険金の支給事務を取り扱うこといたしました。極力受給者の便宜をはかつておるわけでござります。ただし、今お話をございましたように、この点につきましては、なお一そとの徹底を考慮しなければならないのではないか、こういうように存じております。

○山内委員 大臣の誠意のある御答弁でありますので、了承いたします。一そう一つこの行政の強化に努めていただきたいと思います。

最後に、一つだけお願ひをしたいと存思いますが、失業者の多発地域といふものを閑議で指定をしておりまします。これは失業地帯が非常にアンバラスである、そのため現行の法規以上の救いの手を差し伸べなければ、何らかの緊急対策を講じなければ、そのバランスを破れないというふうで、いろいろ政府においても苦慮されているので、その点はいいと思うのですが、現在失業多発地域として考えられている点はどういうのか、そしてこの閑議決定を受けた指定地に対しては、どういう特別な措置をしているのか、その現状並びに対策について伺いたいと思います。

○三治政府委員 先生のおっしゃる多発地域の閑議決定のことについてより先に、一つ法律に基づく方の状況を御説明申し上げます。

現在、一般に求職者の多い地域につきましては、職業安定法の十九条の二におきまして、安定所単位で広域職業紹介地域の指定という制度をとっております。なお、石炭離職者の急速な発

生を見まして炭鉱離職者臨時措置法ができましたおりに、この三条によりまして、石炭労務者を対象とした広域職業紹介の地域指定、その二つの制度があります。ございまして、両方含めまして合計十六県、九十四職業安定所をやっております。これの広域職業紹介の目標といたしましては、石炭離職者につきましては、三十六年度で六千三百人、三千人を目標にして、現在大体各地域にその目標数を割り当てておられます。安定法による方で、臨時措置法の方を除いた広域職業紹介の対象といたしまして、三十六年度では六千七百名、三十七年度では一万二千名を目指して、これも各需要地、送出県に対し割当をして、目標数を現在示しておりますが、そのほか、なお從来は、先生のおつしやいましたいわゆる失業多発地域として、ことに失業対策事業の見地から、特別な地域を指定してやっておられます。しかし、その部面は、われわれの方として、これは企画庁が中心になりますが、そのほか、なほ從来は、先生のおつしやいましたいわゆる失業多発地域として、ことに失業対策事業の見地から、特別な地域を指定してやっておられます。しかしながら、その部面は、われわれの方として、これは企画庁が中心になりますが、現在このままして、しかも三十七年度では、予算措置といたしましても、失業対策事業従事者に対しても雇用奨励金、支度金制度ができるので、なお、從来の慣行を本年度以降やるかやらぬかといふことにつきましては、目下検討中でございまして、われわれの方とすれば、とにかくこういう制度に基づく措置ができる参りましたので、あるいは、今年度以降はその措置をやらぬでもいいのではないかという感じを持つております。

○中島委員長 大臣の誠意のある御答弁でありますので、了承いたします。一そう一つこの行政の強化に努めていただきたいと思います。

最後に、一つだけお願ひをしたいと存思いますが、失業者の多発地域といふものを閑議で指定をしておりまして、三十六年度では六千三百人、三千人を目標にして、現在大体各地域にその目標数を割り当てておられます。安定法による方で、臨時措置法の方を除いた広域職業紹介の対象といたしまして、三十六年度では六千七百名、三十七年度では一万二千名を目指して、これも各需要地、送出県に対し割当をして、目標数を現在示しておりますが、そのほか、なほ從来は、先生のおつしやいましたいわゆる失業多発地域として、ことに失業対策事業の見地から、特別な地域を指定してやっておられます。しかし、その部面は、われわれの方として、これは企画庁が中心になりますが、そのほか、なほ從来は、先生のおつしやいましたいわゆる失業多発地域として、ことに失業対策事業の見地から、特別な地域を指定してやっておられます。しかしながら、その部面は、われわれの方として、これは企画庁が中心になりますが、現在このままして、しかも三十七年度では、予算措置といたしましても、失業対策事業従事者に対しても雇用奨励金、支度金制度ができるので、なお、從来の慣行を本年度以降やるかやらぬかといふことにつきましては、目下検討中でございまして、われわれの方とすれば、とにかくこういう制度に基づく措置ができる参りましたので、あるいは、今年度以降はその措置をやらぬでもいいのではないかという感じを持つております。

○中島委員長 本修正案に対する御質疑をお聞かせください。

○中島委員長 本修正案に対する御質疑をお聞かせください。

○中島委員長 本修正案に対する御質疑をお聞かせください。

○中島委員長 本修正案に対する御質疑をお聞かせください。

○中島委員長 本修正案に対する御質疑をお聞かせください。

○中島委員長 本修正案に対する御質疑をお聞かせください。

第一回 国会
衆議院

内閣委員会

議録

第二十五号(その二)

(五〇五)(その二)

[本号(その一)参照]	限に関する法律の一
行政不服審査法の施行に伴う関係	統計報告調整法の一
法律の整理等に関する法律案	部改正
行政不服審査法の施行に伴う関係	第二十条 科学技術庁設置法の一部改正
法律の整理等に関する法律	第二十一条 法務省関係(第二十一
第一条 総理府関係(第一条第一	条—第三十三条)
第二条 総理府設置法の一部改	第二十二条 弁護士法の一部改
正	正
第三条 行政代執行法の一部改	第二十三条 供託法の一部改正
正	第二十四条 不動産登記法の一
第三条 公務員等の懲戒免除等	第二十五条 公証人法の一部改
にに関する法律の一部改	正
正	第二十六条 破産法の一部改正
第四条 恩給法の一部改正	第二十七条 戸籍法の一部改正
第五条 恩給法の一部を改正す	第二十八条 会社更生法の一
る法律(昭和二十六年	改
法律第八十七号)の一	第二十九条 犯罪者予防更生法
部改正	の一部改正
第六条 恩給法の一部を改正す	第三十条 執行猶予者保護観察
る法律(昭和二十八年	法の一部改
法律第百五十五号)の一	第三十一条 売春防止法の一部
部改正	改
第七条 私的独占の禁止及び公	第三十二条 出入国管理令の一
正取引の確保に関する	部改正
法律の一部改正	第三十三条 破壊活動防止法の
一部改正	一部改正
第八条 中小企業等協同組合法	第三十四条 外務省関係(第三十四
の一部改正	条・第三十五条)
第九条 鋼砲刀剣類等所持取締	第五十条 証券取引法の一部改
法の一部改正	正
第十一条 道路交通法の一部改正	第五十一条 特別とん税法の一
一部改正	部改正
第十二条 土地調整委員会設置	第五十二条 關稅定率法の一部
法の一部改正	改正
首都圏の既成市街地における工	第五十三条 連合国財産補償法
業等の制	の一部改正
にに対する給付金の支	第五十四条 接收貴金属等の處
給に関する法律の一	理に関する法律の一部改正
部改正	第五十五条 損害保険料率算出
第五十六条 大蔵省設置法の一	の一部改正
第五十七条 日本専売公社法の	第五十六条 国民金融公庫法の
一部改正	一部改正
第五十八条 外國為替及び外	第五十七条 外國為替及び外
第五十九条 貿易管理法の一	貿易管理法の一部
部改正	の一部改正
第六十条 共済組合法の一	第五十八条 設備等輸出為替損
日本国に駐留するア	失補償法の一部改
メリカ合衆国軍隊等の行	正
為等による特別損失の補償	第五十九条 文部省関係(第六十
に関する法律の一部改正	六条)
法律の一部改正	第六十条 学校教育法の一
第五十条 証券取引法の一部改	正
正	第六十一条 教育職員免許法の
第五十二条 社寺等に無償で貸	の出版権等に関する法律の一部改
し付けてある国有財産の処分	正
に関する法律の一部改正	第六十二条 文部省著作教科書
改正	の出版権等に関する法律の一部改
第六十三条 宗教法人法の一	正
第六十四条 私立学校法の一	正
一部改正	正

第一百三十五条 別措置法の一 部改正	第二百五十条 建築基準法の一 部改正
第一百三十六条 屋外広告物法 の一部改正	第二百五十二条 日本住宅公団 法の一 部改正
第一百三十七条 土地区画整理 法の一部改正	第二百五十三条 住宅地区改良 法の一 部改正
第一百三十八条 都市公園法の 一部改正	第二百五十四条 防災建築街区 法の一 部改正
第一百三十九条 公共施設の整 備に関連する法律	第二百五十五条 宅地造成等規 制法の一 部改正
第一百四十一条 市街地の改造 に 関 する 法 律 の 一 部 改 正	第二百五十六条 测量法の一 部改正
第一百四十二条 河川法の一 部改 正	第二百五十七条 地方自治法の 一部改 正
第一百四十三条 砂防法の一 部改 正	第二百五十八条 地方公務員法 の一部改 正
第一百四十四条 海岸法の一 部改 正	第二百五十九条 公職選挙法の 一部改 正
第一百四十五条 特定多目的ダ ム法の一部改 正	第二百六十条 地方財政法の一 部改 正
第一百四十六条 地すべり等防 止法の一部改 正	第二百六十二条 地方税法の一 部改 正
第一百四十七条 道路法の一部 改 正	第二百六十三条 地方公営企業 法の一部改 正
第一百四十八条 道路整備特別 措置法の一部改 正	第二百六十四条 国有資産等所 在市町村交付 金及び納付金 の一部改 正
第一百四十九条 高速自動車國 道法の一部改 正	第八条の見出しを「(不服申立て 等との関係)」に改め、同条中「訴 る。」

附則 第二章 総理府関係	第十二条 第二百五十九条の規定 の施行期日は、昭和三十七年四月 一日以後とし、この規定による改 正の施行前に、前項の規定による 改正の施行後、同日以後に起算す る一年以内の期間とする。
第一条 総理府設置法(昭和二十四 年法律第二百二十七号)の一部を次 のように改定する。	第十三条 第二百五十九条の規定 の施行期日は、昭和三十七年四月 一日以後とし、この規定による改 正の施行前に、前項の規定による 改正の施行後、同日以後に起算す る一年以内の期間とする。
第四条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。	第十四条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。
(行政代執行法の一部改正)	第十五条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。
第二条 行政代執行法(昭和二十三 年法律第四十三号)の一部を次の ようにより改定する。	第十六条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。

第十七条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。	第十八条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。
(公務員等の懲戒免除等に関する 法律の一部改正)	第十九条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。
第三条 公務員の懲戒免除等に関する 法律(昭和二十七年法律第二百十 七号)の一部を次のように改定す る。	第二十条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。
第八条の見出しを「(不服申立て 等との関係)」に改め、同条中「訴 る。」	第二十一条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。

第二十二条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。	第二十三条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。
第二十三条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。	第二十四条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。
第二十四条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。	第二十五条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。
第二十五条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。	第二十六条 第一百六号中「(不服申立て に つ て 裁 決 す る を 「 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 」 に 改 め る 。」 の よ う に 改 正 す る 。

の停止によつて目的を達することができない場合は、すること

ができない。

3 執行停止は、公共の福祉に重

大な影響を及ぼすおそれがある

とき、又は本案について理由が

ないとみえるときは、すること

ができない。

4 委員会は、執行停止をしよ

うとするときは、あらかじめ、申

請人、処分庁及び参加人(以下

「事件関係人」という。)の意見を

きかなければならぬ。

5 委員会は、執行停止をしたと

きは、事件関係人及び当該処分

の相手方に通知するとともに、

その旨を公示しなければならな

い。

6 執行停止をした後に、その理

由が消滅し、その他事情が変更

したときは、委員会は、決定で

執行停止を取り消すことができる。

(申請書の副本の送達)

第十八条 委員会は、裁定の申

請があつたときは、申請書の副

本を処分庁及び関係都道府県知

事に送達しなければならない。

ただし、第二十六条第一項の規

定により申請を却下する場合

は、この限りでない。

第三十四条第一項中「(明治二十

三年法律第二十九号)」を削る。

第三十八条中「弁護士」の下に

「又は委員会の承認を得た者」を加

- 2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由とを宣言しなければならない。
- 3 第四十四条に次の二項を加える。

第一項の規定による執行停止の取消しについては、第四項及び第五項の規定を準用する。

(申請書の副本の送達)

第十二条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

(審査請求の手続における意見の聽取)

第十四条 この法律の規定によつて知事がした処分についての審査請求に対する裁決は、首都圏整備委員会及びその他の関係行政機関の長の意見を聞いた後にしなければならない。

第十五条中「前条及び」を削る。

(統計報告調整法の一部改正)

第十三条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

- 2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由とを宣言しなければならない。
- 3 第一項に規定する審査請求又は異議申立てに対する裁決又は同一の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合は、第一項に規定する処

決定は、公正審査会の議決に基づいてしなければならない。

4 第一項に規定する審査請求又は異議申立てに対する裁決又は同一の全部又は一部を取り消し、「受けた日の翌日から起算して」を「改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を」に、「申立人」を「申出人」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日

分が裁定で取り消されたときは、処分庁は、裁定の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

第四十七条の次に次の二条を加える。

- 2 委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。
- 3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人が二人以上あるときは、委員会に対しては、各人が本人を代理する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

- 2 委員会は、前項の見出し中「不服申立ての制限」を「異議の申立て」に改める。
- 3 「自衛隊法の一部改正」を「異議の申立て」に改める。

第四十七条の次に次の二条を加える。

- 2 委員会がこの章の規定によつてした裁定その他の処分(第三十二条の規定によつて委員又は委員会の職員がした処分を含む。)については、行

政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第三節までの規定を適用しない。

項中「異議の申立て」を「異議の申出」に、「申立書」を「申出書」に改め、同条第四項中「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

第二項に規定する審査請求又は異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならず、処

分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

第四十九条に次の二項を加える。

- 2 前項に規定する審査請求又は異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならず、処

分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

第四十九条に次の二項を加える。

分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

第四十九条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項に規定する審査請求又は異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならず、処

けた日の翌日から起算して六月以内とする。

(異議申立てと時効の中斷)

第七条 削除 前条の異議申立ては、時効の中斷については、裁判上の請求とみなす。

第八条 削除

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第五十五条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の見出しを「(利害関係人の異議の申出)」に改め、同条

第一項及び第二項中「その不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求する」を「当該保険料率について異議を申し出る」に改め、同条第三項中「審査請求」を「異議の申出」に改める。

第十条の三第一項中「審査請求」を「異議の申出」に、「申請者」を「申出人」に改め、同条第二項中「請求者」を「申出人」に、「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条

第三項中「審査請求」を「異議の申出」に、「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第四項中「請求」を「異議の申出」に改め、同条

第五項中「審査請求」を「異議の申出」に、「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第六項中「請求」を「異議の申出」に改め、同条

第七項中「審査請求」を「異議の申出」に、「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第八項中「請求」を「異議の申出」に改め、同条

第九項中「審査請求」を「異議の申出」に、「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第十項中「請求」を「異議の申出」に改め、同条

第十一項中「再審査の請求」を「当該異議申立て」に改め、同条第十二項中「再審査の請求」を「当該異議申立て」に改め、同条第十三項を削る。

第十条の四第一項中「審査請求」を「異議の申出」に、「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第五項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第六項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第七項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第八項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第九項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第十項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第十一項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第十二項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第十三項を削る。

第十条の五第二項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第六項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第七項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第八項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第九項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第十項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第十一項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第十二項中「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第十三項を削る。

(不服申立ての制限)

第十条の十三 次に掲げる处分によつては、行政不服審査法によ

り、「当該審査の申請に係る保険料率」を「当該保険料率」に改める。

第十条の九の見出し及び同条第

三項中「審査の請求」を「異議の申出」に改め、同項中「当該審査の請

求」を「当該異議の申出」に改める。

第十条の十第一項中「審査の請

求」を「異議の申出」に、「当該審査の

請求」を「当該異議の申出」に改

める。

第十条の十一を次のように改め

る。

(利害関係人の異議申立て)

第十条の十一 第十条の四第一項

又は前条第一項の規定による認

可についての異議申立てに関する

行政不服審査法(昭和三十七年法律第

四十五条)第四十五条の

期間は、当該認可に係る第十

条の四第三項(前条第四項)にお

いて準用する場合を含む)の規

定による告示があつた日の翌日

から起算して一週間以内とする。

第十条の三第三項(ただし書

を除く)から第七項までの規定

は、前項の異議申立てがあつた

場合に準用する。

第十条の十二の見出しを「(保険

料率の変更命令)」に改め、同条第

一項中「再審査の請求」を「異議申

立て」に、「当該再審査の請求」を

「当該異議申立て」に改め、同条第

三項を削る。

第十条の十三を次のように改め

る。

る不服申立てをすることができる

ない。

第十条の五第二項の規定による命

令

(国民金融公庫法の一部改正)

第五十六条 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部

を次のように改正する。

第三十四条から第四十条まで 削

第三十四条から第四十条までを

次のように改める。

第五十八条から第六十四条まで 削

第五十八条から第六十四条までを

次のように改める。

(外國為替及び外國貿易管理法の一部改正)

第五十七条 外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改

正する。

日次中「不服の申立」を「不服申

立て」に改める。

第五十六条を削る。

第二十一条の見出しを「(不服申

立ての手続における聴聞)」に改

め、同条第一項中「前条の規定に

よる不服の申立」をこの法律の規

定による処分についての異議申立

てに、「当該申立てをした者」を「異

議申立て人に改め、同条第三項中

「不服の申立てをした者」を「異議申

立て人」に改め、同条に次の一項を

加え、同条を第二十条とする。

第三項に定めるもののほか、

第一項の聴聞の手続について必

要な事項は、政令で定める。

第二十条の次に次の二項を加え

4 前三項に定めるもののほか、

第一項の聴聞の手続について必

要な事項は、政令で定める。

第五十六条の次に次の二項を加

える。

第五十七条 削除

第五十八条から第六十四条まで 削

第五十八条から第六十四条までを

次のように改める。

(学校教育法の一部改正)

第六十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次

の二項を削除

第六十条を次のように改め

る。

第六十六条 監督庁がした大学又

は高等専門学校の設置の認可に

関する処分については、行政不

服審査法(昭和三十七年法律

第二十九号)による不服申立てを

することができない。

(教育職員免許法の一部改正)

第六十二条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)の一

部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(異議申

立て)」に改め、同条第二項中「交付したときから」を「交付した日の翌

日から起算して」に改め、同項に

後段として次のように加える。

この期間内に次項の規定によ

る異議の申出があつたときは、

これに対する決定がされるまで

の間も、同様とする。

第二十一条 刪除

第二十二条及び第二十三条 刪除

「(教育職員免許法の一部改正)

第一号)の一部を次のように改正す

る。

第十四条の見出し中「申立て」を

「申出」に改め、同条第一項中「そ

の旨を申し立てる」を「不服を申し

出る」に改め、同条第二項中「申

立てを申出に、「申立て人」を「申

出人」に改める。

第六十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次

の二項を削除

第六十条を次のように改め

る。

第六十六条 監督庁がした大学又

は高等専門学校の設置の認可に

関する処分については、行政不

服審査法(昭和三十七年法律

第二十九号)による不服申立てを

することができない。

(教育職員免許法の一部改正)

第六十二条の見出しを「(異議申

立て)」に改め、同条第二項中「交付したときから」を「交付した日の翌

日から起算して」に改め、同項に

後段として次のように加える。

この期間内に次項の規定によ

る異議の申出があつたときは、

これに対する決定がされるまで

の間も、同様とする。

第二十二条第三項中「前項」を「前

項前段」に、「審査の請求をする」

を「異議を申し出る」に改め、同条

の二項を加え、同条を第五十六条

とする。

第五十九条 設備等輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第二百六十

条)

第五項中「前項の請求」を「前項の

請求」に改め、同条に次

の二項を削除

第五項を次のように改め

る。

異議の申出に改め、同条に次の

三項を加える。

7 第三項の異議の申出が理由があるときは、授与権者は、決定

で、第一項の説明書に記載された事由に基づいては免許状取上げの処分を行なわない旨を宣言しなければならない。

8 行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)第五十七条の規定は第一項の説明書を交付する場合に、同法第二章第一節及び第三節(第四十五条を除く。)の規定は第三項の異議の申出に準用する。

9 免許状取上げの処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。(文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第六十二条 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第一百四十九号)の一部を次のように改正する。

7 第三項の裁定についての異議申立てにおいては、対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(宗教法人法の一部改正)
第六十三条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。
第十六条及び第十七条を次のよう改める。

第十六条及び第十七条 削除
第二十九条を次のよう改める。

第二十九条 削除

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第七十九条第五項及び第六項を削る。

第四十七条 削除

第八十条第四項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項に改め、同条の次に次の二条を加える。

(不服申立ての手続における諸問題等)

第八十一条の二 第十四条第一項、第十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決

定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消

しについての審査請求又は異議

申立てに対する裁決又は決定

は、当該審査請求又は異議申立

てを却下する場合を除き、あら

かじめ宗教法人審議会に諮問し

た後にしなければならない。

2 前項の審査請求又は異議申立

てに対する裁決又は決定は、當

該審査請求又は異議申立てがあ

つた日から四月以内にしなけれ

ばならない。

3 第二十九条を次のように改

正する。

第三十六条の見出しを「審査請

求」に改め、同条中「その決定、

徵収若しくは確認の通知があつた

日又は处分があつたことを知つた

日から六十日以内に、「を削り、「審

査を請求する」を「行政不服審査法

昭和三十七年法律第号」によ

2 前二条の規定による処分につ

いては、行政不服審査法(昭和

三十七年法律第号)による

不服申立てをすることができな

い。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)

第六十五条 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正す

る。

第二十四条から第二十七条まで

を次のように改める。

(審査請求)

第二十四条 地方公共団体の長又

は教育委員会がしたこの政令の規

定による処分(第二十二条第一項第五項の補償金額の決定を除く。)

に不服がある者は、文部大臣に

対して審査請求をする」とが

できる。

第二十五条から第二十七条まで

(私立学校教職員共済組合法の一

部改正)

第六十六条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

「第一節 聽聞及び異議の申立て」

を「第一節 聽聞及び異議申立て」に改める。

第八十五条の二を次のように改

正する。

第三十三条第一項第五号中「訴願」

を「審査請求その他の不服申立て」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第六十七条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

る審査請求をする」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徵収若しくは確認

又は処分があつたことを知った日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを證明したときは、この限りでない。

3 第四十五条第一項又は第八十条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に對して行なわれるもの

第八十五条の三を削る。

第二十九条の四の見出しを「(異議申立ての手続における聽聞)」に改め、同条第一項中「異議の申立て」を「次に掲げる処分についての異議申立て」に改め、「第八十五条の二第二項第二号の事案に係る場合及び」を削り、「申立てを却下する」を「当該異議申立てを却下する」に、「申立て受理し」を「異議申立てを受理し」に改め、同項に次二号を加える。

1 第四十三条第一項又は第八十条第一項の規定による現状変更等の許可又は不許可

二 第七十二条の二第一項の規定による管理団体の指定

二 第八十五条の四第二項中「行おう」を「行なおう」に、「異議の申立てをした者」を「異議申立て人及び参加人」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第八十五条の三とする。

第八十五条の五中「異議の申立てをした者の外」を「異議申立て人、参

加人及び代理人のほか」に改め、同条を第八十五条の四とする。

第八十五条の六中「第八十五

条の四」を「第八十五条の三」に、

「異議の申立てをした者、処分の相手

方、処分の通知を受けるべき者」を

「異議申立て人、参加人に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第八十五条の五とする。

第八十五条の七を削る。

第八十五条の八第一項中「異議の申立て」を「異議申立て」に、「申立て」を却下する」を「これを却下する」に改め、同条第二項中「異議の申立て」を「異議申立て」に改め、同条を第八十五条の六とする。

第八十五条の九中「前七条」を「前四条及び行政不服審査法」に、「外」を「ほか」に、「異議の申立て」を「異議申立て」に改め、同条を第八十五条の七とする。

第九十九条に次の一項を加える。

都道府県の教育委員会が第一項の規定による委任に基づいてした処分その他の公権力の行使に当たる行為のうち前項で規定するものについては、行政不服審

査法による不服申立てをすることができない。

第八十五条の三から第八十五条の七までの規定は、都道府県の教育委員会がした処分その他の公権力の行使に当たる行為についての委員会に対する審査請求の手続に準用する。

第一百六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

委員会がした重要美術品等の保存に関する法律第一条の規定による輸出又は移出の許可及び同法第二条の規定による認定の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第八十五条に次の二項を加え

3 保存に関する法律第一条の規定による輸出又は移出の許可及び同法第二条の規定による認定の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第八十五条に次の二項を加え

3 厚生省設置法の一部改正

第六十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九条 第五十二条の三中「医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに保護処分に対する不服の申立てについて裁決をする」とを「並びに医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること」に改め、同条第六十二条の四中「認定し、及び不服の申立てについて裁決をすること」を「及び障害年金の額を改定すること」に改める。

第六十九条 自然公園法(昭和二年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九条 第十九条第二項

ノ規定に依り保健所法ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル市ノ長ノ行フ处分又ハ前条ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

2 行政不服審査法第十八条の規定による不不服申立てをする場合に準用する。

3 厚生省設置法の一部改正

第六章 厚生省関係

(厚生省設置法の一部改正)

第六十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十二条の三中「医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに保護処分に対する不服の申立てについて裁決をする」とを「並びに医療扶助に

関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること」に改め、同条第六十二条の四中「認定し、及び不服の申立てについて裁決をすること」を「及び障害年金の額を改定すること」に改める。

第六十九条 第二十八条を削り、第二十八条ノ二中「本条中」を削り、同条を第二十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十八条ノ二 第十九条第二項

ノ規定に依り保健所法ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル市ノ長ノ行フ处分又ハ前条ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

〔トライホーム予防法の一部改正〕

第七十一条 「トライホーム」予防法(大正八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 保健所法第一条ノ規定に依り保健所法第一條の規定に基づく政令で定める市の長が行なう处分に次の一項を加える。

第二十四条の二 前条の規定により保健所法第一條の規定に基づく政令で定める市の長が行なう处分に次の一項を加える。

第二十四条を削り、第三十二条规定の二を第二十四条とし、同条の次に次の一項を加える。

第三十三条 削除

この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることが可能となる。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条に後段として次のよう

うに加える。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条を次のように改める。

第四十五条に後段として次のよう

うに加える。

この場合には、第三十四条の二

年法律第三十六号の一部を次の

ように改正する。

ノ二中「本条中」を削り、同条の次

条を加える。

第二十八条を削り、第二十八条ノ

二中「本条中」を削り、同条の次

条を加える。

第二十八条を削り、第二十八条ノ

二中「本条中」を削り、同条の次

条を加える。

第二十八条を削り、第二十八条ノ

二中「本条中」を削り、同条の次

条を加える。

第二十八条を削り、第二十八条ノ

二中「本条中」を削り、同条の次

条を加える。

第二十八条を削り、第二十八条ノ

第七条ノ二中「本条中」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第七条ノ三 第二条第一項ノ規定ニ依り保健所法第一条ノ規定ニ依り保健所法第一條の規定によ

り指定都市の長が行なう处分に

ついての審査請求の裁決に不服

がある者は、厚生大臣に対しても

再審査請求をすることができる。

第六十九条 第六十七条の規定に

より保健所を設置する市の長が行なう处分又は前条の規定によ

り指定都市の長が行なう处分に

ついての審査請求の裁決に不服

がある者は、厚生大臣に対しても

再審査請求をすることができる。

第六十九条 第六十七条の規定に

より保健所を設置する市の長が行なう

处分又は前条の規定によ

り指定都市の長が行なう

处分に

ついての審査請求の裁決に不服

がある者は、厚生大臣に対しても

再審査請求をすることができる。

7 第三項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てを

することができない。

第六十七条を削り、第六十八条

ノ二中「第六十六条第四項並びに前

条を並びに前条第四項」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十九条中「本条中」を削り、同条を第六十八条规定に依り保健所法第一条ノ規定ニ依り保健所法第一條の規定によ

り指定都市の長が行なう

处分に

ついての審査請求の裁決に不服

がある者は、厚生大臣に対しても

再審査請求をすることができる。

第六十九条 第六十七条の規定に

より保健所を設置する市の長が行なう

处分又は前条の規定によ

り指定都市の長が行なう

处分に

ついての審査請求の裁決に不服

がある者は、厚生大臣に対しても

再審査請求をすることができる。

第六十九条 第六十七条の規定に

第十八条の次に次の二条を加え
る。

〔再審查請求〕

(再審査請求)

(ふく予防法の一部改正)

八年法律第二百四十四号の一部を次のように改正する。

律昭和

第十九条の三中「本条中」と判
律(昭和二十三年法律第四十八号)
の一部を次のように改正する。

年法律第二百三十四号

第八十一条 既存の法（昭和十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

ある者は、厚生大臣に

しての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対し再審査請求をすることができる。

6

第一四条の次に次の二条を加え
る。

(旅館業法の一部改正)

第八十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次

保健所法第一条の規定に基づく

政令で定める市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)
第七十九条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)の一部を次のよう
に改正する。
第十二条に次の二項を加える。
5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第一号)による不服申立てを
することができない。
第二十条の次に次の二条を加え
る。
第一類第一号 内閣委員会議録第一

(食品衛生法の一一部改正)
第八十一条 食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十三号)の一部を次のとおりに改正する。
第十四条に次の二項を加える。
第一項の規定による製品検査本の結果については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができない。
第二十九条の三中「本条中」を削り、第八章中同条の次に次の二条を加える。

第八十三条 興行場法(昭和二十三年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「本条中」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七条の三 第五条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対し再審査請求をすることができる。

（（へい獸処理場等に関する法律の一部改正）
第八十六条 へい獸処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。
第九条の次に次の二条を加える。
第九条の二 第六条第一項（第八条及び前条第五項において準用する場合を含む。）の規定により
（へい獸処理場等に関する法律の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。）

目次中「第二十五条」を「第二十
五条の二」に改める。
第四章中第二十五条の次に次の
一条を加える。
(再審請求)
第二十五条の二 前条の規定によ
り保健所法第一条の規定に基づ
く政令で定める市長が行なう
処分についての審査請求の裁決
に不服がある者は、厚生大臣に
対して再審請求をすることが
できる。
(と畜場法の一部改正)

第一類第一号 内閣委員会議録第二十五号(その二) 昭和三十七年四月十一日

は一部をその管理に属する行政
事務に委任した場合における当該
審査請求は、都道府県知事に対し
てするものとする。

(裁決をすべき期間)

第六十五条 厚生大臣又は都道府
県知事は、保護の決定及び実施
に関する処分についての審査請
求があつたときは、五十日以内
に、当該審査請求に対する裁決
をしなければならない。

2 審査請求人は、前項の期間内
に裁決がないときは、厚生大臣
又は都道府県知事が審査請求を
棄却したものとみなすことができる。

(再審査請求)

第六十六条 市町村長がした保護
の決定及び実施に関する処分又
は市町村長の管理に属する行政
部が第十九条第四項の規定によ
る委任に基づいてした処分に係
る審査請求についての都道府県
知事の裁決に不服がある者は、
厚生大臣に対して再審査請求を
することができる。

2 前項第一項の規定は、再審査
請求の裁決について準用する。

この場合において、同項中「五
十日」とあるのは、「七十日」と
読み替えるものとする。

第六十七条及び第六十八条 削除
(精神薄弱者福祉法の一部改正)
第五十九条 精神薄弱者福祉法(昭
和三十五年法律第三十七号)の一
部を次のように改正する。

第六十七条及び第六十八条 削除
(精神薄弱者福祉法の一部改正)
第五十九条 精神薄弱者福祉法(昭
和三十五年法律第三十七号)の一
部を次のように改正する。

目次中「(第二十八条・第二十九
条)」を「(第二十八条・第三十一
条)」に改める。

第二十九条の次に次の二条を加
える。

(審査庁)

第三十条 市町村長が第十六条第
一項及び第二項の措置をとる權
限の全部又は一部をその管理す
る福祉事務所長に委任した場合
における当該權限に基づく处分
についての審査請求は、都道府
県知事に対してもするものとする。

(再審査請求)

第三十一条 市町村長が援護の実
施機関としてした処分又は市町
村長の管理する福祉事務所長が
第十七条の規定による委任に基
づいてした処分に係る審査請求
についての都道府県知事の裁決
に不服がある者は、厚生大臣に
対して再審査請求をすることが
できる。

(児童福祉法の一部改正)

第一百条 児童福祉法(昭和二十二年
法律第百六十四号)の一部を次の
ようにより改正する。

第二十二条の八に次の二項を加
える。

第一項の規定による診療報酬
の額の決定については、行政不
服審査法(昭和三十七年法律
第百三十号)の一部を次のように
改正する。

第一項の規定による不服申立て
を「第三章 不服の申立て」を「不
服申立て」に改める。

「第三章 不服の申立て」を「第
三章 不服申立て」に改める。

目次中「不服の申立て」を「不
服申立て」に改める。

第五十八条の次に次の二条を加
える。

第五十八条の二 市町村長が第二
十二条から第二十四条までの措
定を次のように改正する。

置をとる權限の全部又は一部を
委任した場合における当該權限
に基づく处分についての審査請
求は、都道府県知事に対してす
るものとする。

第五十九条を次のようにより改め
る。

第五十九条 保健所を設置する市
の市長が第二十条の二若しくは
第二十一条の四の規定によつて
した処分、市町村長が第二十二
条から第二十四条までの規定に
よつてした処分又は市町村長の
管理する福祉事務所の長が第三
十二条第二項の規定による委任に
に基づいてした処分に係る審査
請求についての都道府県知事の
裁決に不服がある者は、厚生大臣
に對して再審査請求をするこ
とができる。

第五十九条の四に次の二項を加
える。

第五十九条の規定は、前項の
規定により指定都市の長がした
処分に係る不服申立てについて
準用する。

議申立て」に改め、同条第二項を
削る。

第十八条を次のようにより改める。
(決定又は裁決をすべき期間)

第十八条 都道府県知事は、前条
の異議申立てがあつたときは、
六十日以内に、当該異議申立て
に対する決定をしなければなら
ない。

第五十九条を次のようにより改め
る。

を「審査請求」に、「社会保険審
査会ニ再審査ヲ請求スル」を「社会保
険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為
ス」に改め、同条第三項中「審査
ヲ」を「審査請求」に、「再審査ノ請求
」を「再審査請求ヲ為ス」に改
め。

第八十一条 中「社会保険審査会
ニ再審査ヲ請求スル」を「社会保
険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為
ス」に改め、同条第三項中「審査
ヲ」を「審査請求」に、「再審査ノ請求
」を「再審査請求ヲ為ス」に改
め。

第八十二条 前二条ノ審査請求及
び第三十四条の規定による委任に
基づいてした処分についての審
査請求に対しても、都道府県
知事が異議申立てを棄却したも
のとみなすことができる。

第五十九条を次のようにより改め
る。

保険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為ス」に改め、同条第三項中「審査」を「再審査請求」に、「再審査ノ請求」を「再審査請求」に改める。

第六十四条中「社会保険審査会ニ審査ヲ請求スル」を「社会保険審査会ニ対シ審査請求ヲ為ス」に改める。

第六十五条から第六十七条までを次のように改める。

第六十五条 前二条ノ審査請求及再審査請求ニ付テハ行政不服審査法(昭和三十七年法律第八条及第十九条ヲ除ク)及第五節ノ規定ヲ適用セズ

第六十六条 刪除
第六十七条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第四百四条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

目次中「審査の手続(第三条第一十八条)」を「審査請求の手続(第三条第一十八条)」に、「審査の手続(第三十二条第一第四十五条)」を「再審査請求及び審査請求の手続(第三十二条第一第四十五条)」に改める。

第一章中「第二節 審査の手続」を「第二節 審査請求の手続」に改める。
第五条の一 審査請求は、代理人によつてすることができる。
「審査請求」に、「請求人」を「審査

請求人」に改める。

第三条に次の「一號」を加える。

四 国民年金の保険料その他の國民年金法の規定による徴収金の賦課、徴収又は同法第九十

六条の規定による処分に対する審査請求については、その処分をした機関の所屬する都道府県又はその処分をした市町村を包括する都道府県に置かれた審査官

道府県又はその処分をした市町村を包括する都道府県に置かれた審査官

第十二条の見出し中「審査手続」を「手続」に改め、同条中「審査」を「審査請求」に改め、同条の次に次

の一条を加える。

第十二条の二 審査請求人は、決定が定があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができ

る。

第十二条の二 審査請求人は、決

定があるまでは、いつでも審査請求を取り下げことができ

る。

れた日の翌日から起算して」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「審査の請求」を「審査請求」に、「知つた日から」を「知つた日の翌日から起算して」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四条第一項但書」を「第四条第一項ただし書及び第三項」に、「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五条第二項」を「第五条に改め、及び第二項」を削り、「再審査」を「審査請求」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項及び第二項の再審査並びに第三項の審査の請求」を「第一項の再審査請求及び第二項の審査請求」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十三条中「再審査又は審査の請求」を「再審査請求又は審査請求」に改める。

第三十五条第一項中「申立」を「申立て」に、「再審査又は審査」を「再審査請求又は審査請求」に改める。

第三十四条第一項中「審査及び再審査の請求」を「再審査請求及び審査請求」に改める。

第四十条第一項中「申立て」を「申立て」に改め、同条第四項中「請求」を「再審査請求若しくは審査請求」に改め、同条第五項中「第十一條第五項」を「第十二条第四項及び第六項」に改める。

第四十三条第二項を削る。

第四十四条中「第五条第一項」を「第五条の二」に改め、「第七条の下に」、「第十条の二」を、「第十二条の下に」、「第十二条の二」を、「第十二

三条、第五十五条の下に「第十六条
条の二」を加え、「審査会の行う再
審査又は審査の手続に」を「再審査
請求又は審査請求の手続に」に規定する。
七条の二の規定は、この節の規定
に基づいて審査会がした处分に
に、「第十二条及び第十五条」を「第
十二条、第十二条の二、第十五条
及び第十七条」に、「請求人」を「審
査請求人」に、「当事者」を「再審査
請求人又は審査請求人」に改める。
第四十五条中「この章」を「この
節」に、「再審査及び審査に関する
手続」を「再審査請求及び審査請求
の手続」に改める。
第四十六条及び第四十七条中
「審査官の行う審査の手続における
請求人」を「審査官が取り扱う審
査請求事件の審査請求人」に、「審
査会の行う再審査若しくは審査の
手続における」を「審査会が取り扱
う再審査請求事件若しくは審査請
求事件」に改める。
(日雇労働者健康保険法の一部改
正)
第四百五十三条 日雇労働者健康保険法
(昭和二十八年法律第二百七号)の
一部を次のように改正する。
一 目次中「審査の請求(第三十九
条・第四十条)」を「不服申立て(第三
十九条・第四十条の二)」に改める。
二 第六章「審査の請求」を「第六
章 不服申立て」に改める。
第三十九条の前の見出しを「(審
査請求及び再審査請求)」に改め、
同条第一項中「社会保険審査官の
審査を請求し」を「社会保険審査官の
対して審査請求をし」に、「社会
保険審査会に再審査を請求する」

を「社会保険審査会に對して再審査請求をする」に改め、同条第二項中「審査を請求した」と「審査を請求した」を「審査申請人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に再審査を請求する」と「社会保険審査会に再審査を請求する」に改め、同条第三項中「審査」を「審査請求」に、「再審査の請求」を「再審査請求」に改める。

第四十条中「社会保険審査会に審査を請求する」と「社会保険審査会に対しても審査請求をする」に改める。

第六章中第四十条の次に次の二条を加える。

(行政不服審査法の適用關係)

第四十条の二 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第一号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く)及び第五節の規定を適用しない。

(厚生年金保険法の一部改正)

第一百六条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

「第六章 審査の請求」を「第六章 不服申立て」に改める。

第九十条の前に見出しとして「(審査請求及び再審査請求)」を加え、同条第一項中「社会保険審査官に審査を請求し」と「社会保険審査官に対しても審査請求をし」と、「社会保険審査会に再審査を請求

する」を「社会保険審査会に対しても再審査請求をする」に改め、同条第二項中「審査を請求した」を「審査請求をした」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に対しても再審査請求をする」に改め、同条第三項中「審査」を「審査請求」に、「再審査の請求」を「再審査請求」に改める。

第六章中第九十一条の次に次の二条を加える。

(行政不服審査法の適用関係)

第九十一条の二 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第一号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

(国民健康保険法の一部改正)

第九十一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「審査」を「審査請求」に改める。

「第九章 審査」を「第九章 審査請求」に改める。

第九十一条の見出しを「審査請求」に改め、同条第一項中「審査を請求する」を「審査請求をする」に改め、同条第二項中「審査の請求」を「審査請求」に改め、「再審査の請求」を「再審査請求」に改める。

第九十八条の見出しを「管轄審

第一百一条に見出しとして「不服申立て」を加え、同条第一項中「給付に関する処分」を「被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分」に、「徴収金の賦課、徴収若しくは第九十六条の規定による処分」を「徴収金に関する処分」に、「社会保険審査官に審査を請求」を「社会保険審査官に對して審査請求をし」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に対し再審査請求をする」に改め、同条第二項中「審査の請求」を「審査請求」に、「請求者」を「審査請求人」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に對して再審査請求をする」に改め、同条に次の一項を加える。

第五条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

第四十条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に関する処分についての異議申立てをすることかできない。

(異議申立期間)

第四十条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に関する処分についての異議申立てをすることかできない。

(未帰還者留守家族等援護法の一一部改正)

第四十条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のよう改める。第二十二条に次の二項を加える。

(時効の中止)

第四十二条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするにあたつては、援護審査会の意見を聞くべきである。

(時効の中止)

(肥料取締法の一一部改正)

第四十五条 第百十四条 肥料取締法(昭和二十一年法律第百一十七号)の一部を次のように改める。第三十三条を次のよう改める。

(不不服申立て)

第三十三条 第百二十四条 第六条第一項の規定についての不服申立てでは、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(肥料取締法の一一部改正)

第三十四条 第六条第一項の規定により都道府県知事の登録を申請した者は、都道府県知事がその申請をした日から五十日以内にこれに対するなんらの処分をしないときは、都道府県知事がその申請を却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

(不不服申立て)

第三十四条 第六条第一項の規定により公職選挙法第二百五十五条 第百四十五条 第百四十五条の一部を次のように改める。第十二条第一項に係る項中「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一一部改正)

第三十五条 第百五十五条 第百五十五条の一部を次のように改める。第十二条第一項に係る項中「異議の申出」を「異議の申立て」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一一部改正)

第三十五条 第百五十五条 第百五十五条の一部を次のように改める。第十二条第一項に係る項中「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一一部改正)

第三十五条 第百五十五条 第百五十五条の一部を次のように改める。第十二条第一項に係る項中「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改める。第一項の規定による不服申立てを立てて」に改める。

第二十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改める。第一項の規定による不服申立てを立てて」に改める。

第五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改める。第一項の規定による不服申立てを立てて」に改める。

第二十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改める。第一項の規定による不服申立てを立てて」に改める。

第二十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改める。第一項の規定による不服申立てを立てて」に改める。

第二十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改める。第一項の規定による不服申立てを立てて」に改める。

いての異議申立て又は審査請求に関する規定(同法第十四条第一項本文及び第四十五条を除く。)を準用する。

第九十八条に次の二項を加える。

12 第四項又は第六項の規定による決定又は裁決及び第八項の規定による認可については、行政不服審査法による不服申立てを

することができない。

第九十九条第七項中「異議があるときは」の下に「第五項に規定する総覽期間満了日の翌日から起算して十五日以内に」を加え、「申し立てる」を「申し出る」に改め、ただし書を削り、同条第八項中「申立」を「申出」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「異議の申立」を「異議の申出」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 第七項の異議の申出には、行政不服審査法中処分についての異議申立てに關する規定(同法第四十五条を除く。)を準用する。

書を加える。

第十四條第四項に次の二項を加える。

10 第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者は、この限りでない。

書を加える。

ただし、意見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者の当該

意見書については、この限りでない。

書を加える。

ただし、意見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者の当該

意見書については、この限りでない。

書を加える。

第五十条第一項(第五十九条第五項で準用する場合を含む。)の規定による買取令書の交付に

関する処分についての審査請求においては、第四十八条第一項(第五十九条第三項で準用する場合を含む。)の規定による公示

に係る事項についての不服をそ

の処分についての不服の理由と

することができない。

4 第十一条第一項(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五

条の二第八項及び第十六条第二

項で準用する場合を含む。)の規

定は、前項後段の処分につき、

処分庁が誤つて審査請求又は異

議申立てをすることができる旨

を教示した場合に準用する。

(愛知用水公團法の一部改正)

第五十条第一項及び第五十五条第一項(第五十九条第一項の期間内に同条第一項の規定による異議申立てがあつた場合)を加え、「同条第五項を「第四十八条第五項」と改める。

第五十九条第四項中「提出があつた場合」の下に「又は第八十五条第五項」に改める。

第二項の期間内に同条第一項の規定による異議申立てがあつた場合

に改める。

13 第二項の規定による認可及び

第八項の規定による決定につい

ては、行政不服審査法による不

服申立てをすることができな

い。

第一百条第二項中「第十一項」を

「第十三項」に改める。

14 第一百六条第一項、第一百八条第一項、第一百九条及び第一百二十二条第二項中「第九十八条第九項又は第二項」を「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改め、たゞ書を削り、同条第六項中「前項の規定による不服

の決定」を「これに対する決定を

しに改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項の次に次の二項を

加える。

15 都道府県知事は、第一項の異議申立てについて決定をしよ

うとするときは、その土地等を国

が買収することの適否について、都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

16 第百六条第一項、第五条第一項

又は第七十三条第一項の規定によ

る許可に關する処分に不服が

ある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との

調整に關するものであるとき

は、土地調整委員会に対しても裁

定の申請をすることができる。

17 第八条第一項又は第十五条の二第三項若しくは第五項の規定による公示

による公示及び第二十一条第一

項の規定による小作料の最高額

(第五十九条第三項で準用する場合を含む。)の規定による公示

に係る事項についての不服をそ

の処分についての不服をそ

することができない。

4 第十一条第一項(第十四条第二

項、第十五条第二項、第十五

条の二第八項及び第十六条第二

項で準用する場合を含む。)の規

定は、前項後段の処分につき、

行政不服審査法第十八条の規

定は、前項後段の処分につき、

行政不服審査法による不

服申立てをすることができな

い。

18 第二項の規定による認可及び

第八項の規定による決定につい

ては、行政不服審査法による不

服申立てをすることができな

い。

第一百条第二項中「第十一項」を

「第十三項」に改める。

合」を加え、「同条第五項」を「前項で準用する第四十八条第五項又は第八十五条第五項」に改める。

第八十五条を次のよう改め

(不服申立て)

第百三十三条 削除

第一百三十三条(農地法の一部改正)

法律第二百二十九号の一部を次

のよう改正する。

第三十条第一項中「第八十五条第一項」を「第八十九条第十一項」に改め、同項を同条第十二項に改め、同条第十一項を「前項の規定による不服

の決定」を「これに対する決定を

しに改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項の次に次の二項を

加える。

19 第百三十三条(農地法の一部改正)

法律第二百二十九号の期間内に

起算して十五日以内に

「申し立てる」を「申し出る」に改め、ただし書を削り、同条第八項中「申立」を「申出」に改め、同条第十一項とし、同条第九項を「前項」を

「第八項」に改め、同項を同条第十二項に改め、同条第十一項を「前項の規定による不服

の決定」を「これに対する決定を

しに改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項の次に次の二項を

加える。

20 第百三十三条(農地法の一部改正)

法律第二百二十九号の期間内に

起算して十五日以内に

「申し立てる」を「申し出る」に改め、ただし書を削り、同条第八項中「申立」を「申出」に改め、同条第十一項とし、同条第九項を「前項」を

「第八項」に改め、同項を同条第十二項に改め、同条第十一項を「前項の規定による不服

の決定」を「これに対する決定を

しに改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項の次に次の二項を

加える。

21 第百三十三条(農地法の一部改正)

法律第二百二十九号の期間内に

起算して十五日以内に

「申し立てる」を「申し出る」に改め、ただし書を削り、同条第八項中「申立」を「申出」に改め、同条第十一項とし、同条第九項を「前項」を

「第八項」に改め、同項を同条第十二項に改め、同条第十一項を「前項の規定による不服

の決定」を「これに対する決定を

しに改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項の次に次の二項を

加える。

「その申立を正当と認めるときは速かに第一項の処分を取り消し、その申立を正当でないと認めたときは当該申立者にその旨を通知し」を削り、同項を同条第二項とする。

第十四条第三項中「及び第三項」を削る。

(農業改良助長法の一部改正)

第一百二十二条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第二項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第三項及び第四項中「申立」を「申出」に改める。

第二十三条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第二項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第三項及び第四項中「申立」を「申出」に改める。

第二十三条の見出しを「申立」に改め、同条第三項及び第四項中「申立」を「申出」に改める。

(植物防疫法の一部改正)

第一百二十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「再検査」を「さ

らに検査」に改める。
第三十六条を次のように改める。
(不服申立て)

第三十六条 第九条第一項若しくは第二項又は第十四条の規定による植物防疫官の命令について

は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第 号)による不服申立てをすることができない。

第十四条第四号中「前条第一項」を「前条第一項に、異議の申立」を「異議申立て」とする。

(牧野法の一部改正)

第一百二十四条 牧野法(昭和二十五年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「申立てる」を「申し出る」に改め、同条第四項中「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

2 第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、植物防疫官に対して再検査の申立てをすることができる。

(農業機械化促進法の一部改正)

第一百二十三条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二に次の二項を加える。

3 第二項の規定による通知に係る検査成績に不服がある者は、その通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、農林大臣に対し書面でこれを申し出ることができる。

第二十三条の見出しを「異議申立て」に改め、同条第二項中「異議の申立て」を「申出」に改める。

第二十三条の見出しを「異議申立て」に改め、同条第三項及び第四項中「申立」を「申出」に改める。

第二十三条の見出しを「異議申立て」に改め、同条第二項中「前項の申立」を「前条第二項中「前項の申立」を削り、同条第二項と同様とする。

4 前項の規定による処分に係る指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基づき申請書の記載事項を訂正しないときは、

農林大臣は、その登録を拒否することができる。

第五条第一項第三号を削り、同条に次の二項を加える。

4 前項の規定による処分に係る指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基づき申請書の記載事項を訂正しないときは、

農林大臣は、その登録を拒否することができる。

第五条第一項の規定による処分に係る不服申立てをすることができない。

(昭和三十七年法律第二百五十二号)に

4 第四条第一項の規定による処分に係る不服申立てをすることができない。

種畜証明書の交付に関する処分

二 第七条第一項の規定による処分に係る不服申立ての制限

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第一百二十六条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の次に次の二項を加える。

(不服申立ての制限)

第五十二条の二 第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項又は第二十五条第一項の規定による家畜防疫官の指示(第四十六条第一項又は第四十八条第一項の規定による都道府県知事の命令について)及び第十七条第一項の規定による指示を含む。)及び第十七条第一項の規定による都道府県知事の命令について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第 号)による委任に基づき登録の手続における聴聞を行なわなければならぬ。

2 第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、植物防疫官に対して再検査の申立てをすることができる。

(家畜取引法の一部改正)

第一百二十九条 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条の前の見出しを削り、

同条を次のように改める。

第三十条 第十六条及び第十七条削除

第三十条の見出しとして「(審査請求の手続における聴聞)」を加え、同条第一項中「都道府県知事」を「農林大臣」に、「前条の異議の申立て」を「この法律の規定による處

不不服申立てをすることができる。
(飼料の品質改善に関する法律の一部改正)

第一百二十七条 飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の二項を加える。

3 前条の規定は、都道府県知事が第一項の規定による委任に基づいてした同項に規定する処分につき、農林大臣に對して審査請求があつた場合に準用する。

4 前項の規定による処分に係る指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基づき申請書の記載事項を訂正しないときは、

農林大臣は、その登録を拒否することができる。

第五条第一項第三号を削り、同条に次の二項を加える。

4 前項の規定による処分に係る指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基づき申請書の記載事項を訂正しないときは、

農林大臣は、その登録を拒否することができる。

第五条第一項の規定による処分に係る不服申立てをすることができない。

(昭和二十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「又は第二項を」「第二項又は第四項に改める。

第二十四条を次のように改める。

(異議申立ての手続における聴聞)

第二十四条 第二十二条農林大臣は、登録の申請に對する処分又は第二十二条の規定による処分についての異議申立てを受けたときは、異議申立てに対しあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行なわなければならぬ。

第二十五条に次の二項を加える。

第三十条削除

第三十一条の見出しとして「(審査請求の手続における聴聞)」を加え、同条第一項中「都道府県知事」を「農林大臣」に、「前条の異議の申立て」を「この法律の規定による處

る事務を行なう場合において、登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対するなんらの処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第三十五条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第三十六条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第三十七条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第三十八条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第三十九条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十一条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十二条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十三条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十四条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十五条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十六条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十七条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十八条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第四十九条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第五十条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第五十一条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第五十二条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第五十三条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第五十四条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

第五十五条の規定による処分に係る登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対する処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

臣に訴願する」を「農林大臣に対しして審査請求をする」に改め、同条第二項中「前項の規定による訴願の提起があつた場合には、農林大臣は」を「農林大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、」に改め、同条第三項中「当該訴願の提起者又は代理人」を「審査請求人若しくは異議申立て人又はその代理人」に改める。

(漁船法の一部改正)
第一百四十二条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。
第三十五条を次のように改める。
(漁業生産調整組合法の一部改正)
(真珠養殖事業法の一部改正)
第一百四十三条 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第九条を次のように改める。
(再検査)
第九条 前条第一項の規定による検査の結果に不服がある者は、その検査の完了の日の翌日から起算して三十日以内に、真珠検査所に対して再検査を申し立てることができる。

(漁船損害補償法の一部改正)
第一百四十四条 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第一百二十三条第二項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。
(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)
第一百四十五条 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。
第二十六条の九の次に次の二条を加える。
(組合の行為についての審査請求)
第七十八条の二 第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服がある者は、農林大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による審査請求をすることができる。
第三十九条の次に次の二条を加える。
(不服申立ての手続における聴聞)
第四十四条の二 この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、第四十三条の例により公開による聴聞をした後になければならない。

(輸出検査法の一部改正)
第一百四十九条 輸出検査法(昭和三十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第三十九条第一項中「不服の申立をする」を「不服を申し出る」に改め、同条第二項中「申立」を「申出」と改め、同条第三項中「申立人」を「申出人」に改める。

(輸出入取引法の一部改正)
第一百四十八条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
第三十九条を次のように改め。
(輸出検査機関の処分についての審査請求)
第四十四条 この法律の規定による指定検査機関の処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による審査請求をすることができる。

(輸出検査法の一部改正)
第一百四十九条 輸出検査法(昭和三十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第三十九条の二 この法律の規定による処分(前条に規定する輸出組合等が規制命令に係る事務の処理として行なつた行為を含む。)についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、第三十八条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(輸出品デザイン法の一部改正)
第五十一条 輸出品デザイン法
(昭和三十四年法律第百六号)の一部を次のよう改定する。

第四十一条を次のよう改定する。

第六十三条を次のよう改定する。

(認定機関の処分についての審査請求)

第四十一条 この法律の規定による認定機関の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による審査請求をすることができる。

第四十一条の次に次の二条を加える。

(不服申立ての手続における聴聞)

第四十一条の二 この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、第四十条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(軽機械の輸出の振興に関する法律の一部改正)

第一百五十二条 軽機械の輸出の振興に関する法律(昭和三十四年法律第百四十四号)の一部を次のよう改定する。

第六十一条 削除

第六十二条に見出しとして「(異議申立ての手続における聴聞)」を受理しを「第三条又は第十六条の規定による処分についての異議申立てを受理し」に、「異議の申立てを受理しを」に改め、申立てを受理する。

申立てを受理しを「第三条又は第十六条の規定による処分についての異議申立てを受理し」に、「異議の申立てを受理しを」に改め、申立てを受理する。

をした者」を「異議申立て人」に改め、同条第三項中「異議の申立て人」を「異議申立て人」に改める。

第六十三条を次のよう改定する。

(商工会議所法の一部改正)

第一百五十三条 商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のよう改定する。

第八十一条及び第八十二条 削除

第八十一条の前の見出しを削り、同条及び第八十二条を次のよう改める。

第八十一条及び第八十二条 削除

第八十三条に見出しとして「(異議申立ての手続における聴聞)」を加え、同条第一項中「不服の申立て」が附されたときは、前条第一項の規定により「」をこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、これを」に改める。

第八十四条に見出しとして「(異議申立てに対する決定)」を加え、同条第二項を削る。

第八十五条に次の二条を加える。

2 前二条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、通商産業大臣に対しても審査請求があつた場合に準用する。

(工業用水道事業法の一部改正)

第一百五十六条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第百八十四号)の一部を次のよう改定する。

第二十六条を次の二条を加える。

2 前二条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、主務大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

(不服申立ての手続における聴聞)

第二十六条 この法律の規定によることの異議申立てに対する決定又はこの法律の規定による都道府県

第百五十四条 百貨店法(昭和三十一年法律第百六号)の一部を次のように改定する。

第十九条を次のよう改定する。

(異議申立ての手続における聴聞)

第十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

第十八条の前の見出しを削り、同条を次のよう改める。

(工業用水法の一部改正)

第一百五十五条 工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)の一部を次のよう改定する。

第二十七条を次の二条を加える。

(異議申立ての手続における聴聞)

第二十七条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(工業用水道事業法の一部改正)

第一百五十六条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第百八十四号)の一部を次のよう改定する。

第二十六条を次の二条を加える。

2 第十九条の規定は、地方支分部局の長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、主務大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

(割賦販売法の一部改正)

第一百五十八条 削除

第一百五十八条 削除

第一百五十八条 削除

第一百五十八条 削除

第百九十七条を次の二条を加える。

第十九条を次の二条を加える。

(工場排水等の規制に関する法律の一部改正)

第一百五十七条 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)の一部を次のよう改定する。

第十八条の前の見出しを削り、同条を次の二条を加える。

(計量法の一部改正)

第一百五十九条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次の二条を加える。

(第九章 再検査及び異議の申立て)

第六十条 削除

第百九十七条を次の二条を加える。

第十九条を次の二条を加える。

公開による聴聞を行なつた後にしなければならない。

第四十六条の規定は、地方支分部局の長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

第十九条を次の二条を加える。

(審査厅)

第一百九十七条を次の二条を加える。

第十九条を次の二条を加える。

第十九条を次の二条を加える。

査請求は、通商産業大臣に対しするものとする。

第一百九十八条から第二百条までを削る。

第二百一条中「異議の申立てを受

理したときは、第一百九十九条第一項の規定により「をこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、これ

を「申立て」を「異議申立て又は審査請求」に改め、同条を次のた

だし書を加え、同条を第一百九十八

条とする。

ただし、第一百五十六条第一項の規定による処分についての審

査請求を受理したときは、これ

を「申立て」を「異議申立て又は審査請求」に改め、同条を次のた

だし書を加え、同条を第一百九十八

条とする。

ただし、第一百五十六条第一項の規定による処分についての審

査請求を受理したときは、この

限りでない。

第二百二条第一項、第二百三条

及び第二百四条中「異議の申立てを受

理した者」を「異議申立て又は審査請求人」に改め、第二百二条を第百

九十九条とし、第二百二条を第二

百条とし、第二百四条を第二百一

条とし、同条の次に次の三条を加

える。

(審査請求の手続における検査)

第二百二条 第百五十六条第一項第一号又は第二号に該当するこ

とを理由とする同項の規定によ

る処分についての審査請求があ

つたときは、通商産業大臣は、

これを却下する場合を除き、前

節の規定による再検査の例によ

り当該計量器を検査しなければ

ならない。

2 第百八十三条、第百八十六条

から第百八十八条まで及び第百

九十二条の規定は、前項に規定

する処分についての審査請求に

準用する。

(決定又は裁決をすべき期間)

第二百三条 異議申立て又は審査

請求に対する決定又は裁決は、

異議申立て又は審査請求を受理

した日から二箇月以内にしなけ

ればならない。

(決定又は裁決の要旨の公示)

第二百四条 通商産業大臣は、異

議申立て又は審査請求に対する

決定又は裁決をしたときは、そ

の要旨を公示しなければならな

い。

第二百五条の前の見出し及び同

条を削り、第二百六条に見出しと

して「決定又は裁決後の措置」を

加え、同条中「前条第一項の決定

を「決定又は裁決」に改め、同条を

第二百五条とし、同条の次に次の

一条を加える。

第二百六条 削除

第二百七条を次のよう改める。

(航空機製造業法の一部を改正)

第二百六十七条 削除

第二百六十八条 削除

(航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 削除

第十九条の前の見出しを削り、

同条を次のように改める。

第五十条 削除

(火薬類取締法の一部改正)

第二百六十九条 削除

第二百七十条 削除

(火薬類取締法(昭和二十五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条 この法律の規定による通商産業大臣の処分についての異議申立てに対する決定又はこの法律の規定による都道府県知事の処分についての審査請求に対する裁決は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(容器検査所の登録を受けた者の行為についての審査請求)

第三十一条 この法律の規定による通商産業大臣の処分についての異議申立てに対する決定又はこの法律の規定による都道府県知事の処分についての審査請求に対する裁決は、前条の例により公

開による聴聞をした後にしなければならない。

(火薬類取締法の一部改正)

第二百六十九条 削除

第二百七十条 削除

(火薬類取締法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十五条及び第五十六条を次

部を次のように改正する。

(不服申立ての手続における聴聞)

第五十六条 削除

第五十七条 削除

(不服申立ての手続における聴聞)

第五十八条 削除

第五十九条 削除

(不服申立ての手続における聴聞)

第六十条 削除

(木材防腐特別措置法の一部改正)

第六十一条 削除

第五十七条の二中「第五十五条第一項の規定による不服申立てを受ける者」を「異議申立て人」に改め、同条を次のように改める。第五十六条 削除

(木材防腐特別措置法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 削除

(鉛業法の一部改正)

第五十七条 削除

(鉛業法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八条 削除

(鉛業法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 削除

(鉛業法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六十条 削除

(鉛業法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条 削除

(木材防腐特別措置法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条 削除

(木材防腐特別措置法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の二中「第五十五条第一項の規定による不服申立てを受ける者」を「異議申立て人」に改め、同条第二項中「不服の申立てを受ける者」を「異議申立て人」に改め、第五十六条の二中「第五十五条第一項の規定による不服申立てを受けることができる」とは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百四十四条)による不服申立てをすることができる」とする。第五十七条の二中「第五十五条第一項の規定による不服申立てを受けることができる」とは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百四十四条)による不服申立てをすることができる」とする。

第五十七条の二中「第五十五条第一項の規定による不服申立てを受けることができる」とは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百四十四条)による不服申立てをすることができる」とする。

処分についての審査請求に、「下する」を「これを却下する」に、
「申立を」を「審査請求を」に改め、
同条を第百七十一条とする。

第百七十六条中「異議の申立を
した者」を「審査請求人」に改め、
同条を第百七十二条とする。

第百七十七条中「異議の申立を
した者の外」を「審査請求人のほ
か」に改め、同条を第百七十三条と
する。

第百七十八条中「異議の申立を
した者」を「審査請求人」に改め、
同条を第百七十四条とし、同条の
次に次の二条を加える。

(執行停止及びその取消しの公
示及び通知)

第百七十五条 通商産業大臣は、
行政不服審査法(昭和三十七年
法律第一号)第三十四条の規定
により審査請求に係る処分の執
行停止をしたときは、その旨を公
示するとともに、審査請
求人、当該処分の相手方及び當
該処分を行なつた通商産業局長
よりその執行停止を取り消した
ときも、同様とする。

(裁決の要旨の公示等)

第百七十六条 通商産業大臣は、
裁決をしたときは、その要旨を
公示しなければならない。

2 裁決書の副本は、第百七十三
条の規定により参加した者にも
送付しなければならない。

第百七十九条を削る。

第一百八十条の見出しを「(聴聞手
続)」に改め、同条中「外」を「ほか」
に、「異議の申立」を「聴聞」に改
め、同条を第百七十七条とし、第
七章中同条の次に次の三条を加え
る。

(裁定の申請)

第一百八十二条 第二十一条第一
(第四十五条第三項において準
用する場合を含む。以下同じ。)
条第三項において準用する場合
を含む。(以下同じ。)に規定する
の許可、第三十五条(第四十五
条第三項において準用する場合
を含む。以下同じ。)に規定する
場合に該當することを理由とす
る第二十一条第一項の不許可、
第五十三条(第八十七条における
準用する場合を含む。)の規定
による鉱区若しくは租鉱区の減
少の処分若しくは鉱業権若しく
は租鉱権の取消し、第一百六条第一
項の許可若しくは不許可又は
の執行停止をしたときは、その
旨を公示するとともに、審査請
求人、当該処分の相手方及び當
該処分を行なつた通商産業局長
よりその執行停止を取り消した
ときも、同様とする。

(不服申立ての制限)

第一百六十七条 採石法(昭和二十五
年法律第二百九十一号)の一部を
次のように改正する。

(採石法の一部改正)

第一百六十九条 削除

第一百八十七条 制限

第一百八十八条 石油及び可燃性天然
ガス資源開発法(昭和二十七年法
律第六十二号)の一部を
次のように改正する。

(石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部改正)

2 鉱業法(昭和七十九年第三項の
規定は、第十二条第一項の決定
についての審査請求又は異議
申立てに準用する。

(不不服申立てについての鉱業法
の準用)

第五章 不服申立て

(審査請求についての鉱業法の
準用)

第三十八条 鉱業法(昭和二十五
年法律第二百八十九号)第百七
一条から第百七十七条までの規
定は、この法律の規定によつ
てした処分についての異議申立
に準用する。

(裁決の要旨の公示等)

第百七十六条 通商産業大臣は、
裁決をしたときは、その要旨を
公示しなければならない。

2 裁決書の副本は、第百七十三
条の規定により参加した者にも
送付しなければならない。

第百七十九条を削る。

(裁決の申請)

三百九十九条 第十二条の決定(採
用する場合を含む。)の一部を
次のように改正する。

(石油資源探鉱促進臨時措置法の
一部改正)

第一百六十九条 石油資源探鉱促進
臨時措置法(昭和二十九年法律第
十九号)の一部を次のように改正
する。

第百六十九条を次のように改める。

(不不服申立てについての鉱業法
の準用)

第十八条 鉱業法(昭和七十九年第三項の
規定は、第十二条第一項の決定
についての審査請求又は異議
申立てに準用する。

(砂利採取法の一部改正)

第一百七十条 砂利採取法(昭和三十
一年法律第一号)の一部を次によ
うに改正する。

(砂利採取法の一部改正)

第十七条 鉱業法(昭和二十五年
法律第二百八十九号)第百七
一条から第百七十七条までの規
定は、この法律又はこの法律に
基づく命令の規定による処分に
ついての審査請求に準用する。

規定は、この法律の規定によつ
てした処分についての異議申立
に準用する。

(核原料物質開発促進臨時措置法の
一部改正)

第一百七十九条 核原料物質開発促進
臨時措置法(昭和三十一年法律第
九十三号)の一部を次のように改
正する。

(裁決の申請)

三百九十九条 第十二条の決定(採
用する場合を含む。)の一部を
次のように改正する。

(核原料物質開発促進臨時措置法
の一部改正)

第百七十九条 核原料物質開発促進
臨時措置法(昭和三十一年法律第
九十三号)の一部を次のように改
正する。

目次中「第四十七条」を「第四十

七条の二」に改める。

第四章中第四十七条の次に次の
一条を加える。

(不服申立ての制限)

第四十七条の二 土地調整委員会

が第十二条又は第十八条第一項

若しくは第二項の規定によつて

した裁決については、行政不

服審査法(昭和三十七年法律

第一号)による不服申立てを

することができない。

2 第三十五条の決定についての

異議申立てにおいては、その決定

において定められた租鉱料又は

補償金の額についての不服をそ

の決定についての不服の理由と

することができない。

(水洗炭業に関する法律の一部改

正)

第百七十二条 水洗炭業に関する法

律(昭和三十三年法律第百三十四

号)の一部を次のよう改正する。

第三十二条及び第三十三条を次

のよう改める。

第三十二条及び第三十三条 削除

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

第五十七条第二項中「異議」を

「不服」に、「異議の申立てする」を

「ただし」に改め、同条第三項及び

第四項中「申立て」を「申出」に改め

る。

第九十条の前の見出しを削り、

同条を次のように改める。

第九十条 削除

第九十一条に見出しとして「(異

議申立ての手続における聴聞)」を

加え、同条第一項中「前条の異議

の申立て」を「この法律又はこの法律

に基づく命令の規定による処分に

ついての異議申立て」に、「その申

立をした者」を「異議申立て人」に改

め、同条第三項中「異議の申立てを

した者」を「異議申立て人」に改め、

同条に次の一項を加える。

4 聽聞の手続について必要な事

項は、政令で定める。

第九十二条及び第九十三条を次

のよう改める。

第九十九条に次の一項を加え

る。

2 第九十五条の規定は、地方支

分部局の長又は都道府県知事が

前項の規定による委任に基づい

てした処分につき、主務大臣に

対して審査請求があつた場合に

準用する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一

部改正)

第五十七条 石炭鉱業合理化臨時

措置法(昭和三十年法律第百五十

六号)の一部を次のよう改正す

る。

第八十一条の前の見出しを削

り、同条を次のように改める。

第八十二条 削除

(不服申立ての手続における聴聞)

第八十二条に見出しとして「(不

服申立ての手続における聴聞)」を

加え、同条第一項中「異議の申立て

を受理し」を「この法律の規定によ

る処分についての異議申立て又は

審査請求を受理し」に改め、同項

及び同条第三項中「異議の申立てをした者」を「異議申立て人又は審査請求人」に改める。

第八十三条を次のよう改め

る。

(不服の理由の制限)

第八十三条 第四十三条若しくは

第四十四条第一項の裁定につい

ての審査請求又は第六十八条の

十一第一項の決定についての異

議申立てにおいては、鉱害の賠

償の額又は対価についての不服

をその裁定又は決定についての

不服の理由とすることができな

い。

(鉱山保安法の一部改正)

第一百七十五条 鉱山保安法(昭和二

十四年法律第七十号)の一部を次

のよう改正する。

2 第九十五条の規定は、地方支

分部局の長又は都道府県知事が

前項の規定による委任に基づい

てした処分につき、主務大臣に

対して審査請求があつた場合に

準用する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一

部改正)

第五十七条 石炭鉱業合理化臨時

措置法(昭和三十年法律第百五十

六号)の一部を次のよう改正す

る。

第八十二条の前の見出しを削

り、同条を次のように改める。

第八十三条 削除

(不服申立ての制限)

五 第三十六条第一項から第三

項までの規定による鉱務監督

官の命令

(電気に関する臨時措置に関する

法律の一部改正)

第一百七十六条 電気に関する臨時措

置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の一部を次の

よう改正する。

2 前項の規定にかかるらず、同

本則を本則第一項とし、本則に

次の三項を加える。

2 前項の規定にかかるらず、同

項の規定によりその例によるも

のとされる旧公益事業令又は同

令に基づく命令の規定による通

商産業大臣の処分についての不

服申立ては、行政不服審査法

(昭和三十七年法律第二号)に

よつて行なうものとする。

(ガス事業法の一部改正)

第一百七十七条 ガス事業法(昭和二

十九年法律第五十一号)の一部を

次のように改正する。

2 第九十五条の規定は、前項の処分

について行政不服審査法による

異議申立てがあつたときは、聴

聞の手続を開始しなければなら

ない。この聴聞については、旧

公益事業令中同令による異議の

申立てに係る聴聞に関する規定

(罰則を含む)の例による。

3 通商産業大臣は、前項の処分

について行政不服審査法による

異議申立てがあつたときは、聴

聞の手続を開始しなければなら

ない。この聴聞については、旧

公益事業令中同令による異議の

申立てに係る聴聞に関する規定

頂において準用する場合を含む。の規定により道路管理者が徵収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可若しくは承認に条件を附したことについての審査請求又は異議の申立てに対して裁決又は決定をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

(ガス事業法の一部改正)

第一百七十七条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を

次のように改正する。

2 第五十五条の規定による

処分についての異議申立てに対

する決定は、前条の例により公

開による聴聞をした後にしなけ

ればならない。

第五十二条に次の一項を加え

る。

2 第五十五条の規定による

処分についての異議申立てに対

する決定は、前条の例により公

開による聴聞をした後にしなけ

ればならない。

(電気工事士法の一部改正)

第一百七八八条 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一

部を次のように改正する。

2 第十一条の前の見出しを削り、

第十一条 削除

第一類第一号 内閣委員会議録第一十五号(その二) 昭和二十七年四月十二日

「第六章 再審、訴願及び訴訟」

を「第六章 再審及び訴訟」に改め

る。

第六十二条を次のよう改め

(組合の行為についての審査請求)

第七十条の二 第五十五条第一項

の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は第六十四条の規定により第五十六条から第五十七条の二までの規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服ある者は、主務大臣に対しても行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による審査請求をすることができる。

第六十二条 削除

第六十八条第五項中「訴願」を削除。

第七十七条に次の二項を加える。

6 特許法第一百九十五条の二(行政不服審査法による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている处分に準用する。

別表中「異議」を「登録異議」に改め

る。
（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第一百八十五条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のよう改訂する。

第七十条の見出しを「規制に関する命令等についての不服の申出」に改め、同条第一項中「その旨を記載した書面をもつて、その処分をした都道府県知事に対し」

を削り、「異議の申立て」を「異議申立て」に改め、同条第二項中「異議の申立てがあるたとき」を「異議申立てがあつたとき」と改め、同項及

は第九十三条の二を「若しくは第十五条から第五十八条まで」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加え

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第一百八十六条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のよう改訂する。

第二十条の見出しを「(異議申立て)に改め、同条第一項中「その旨を記載した書面をもつて、その処分をした都道府県知事に対し」

を削り、「異議の申立て」を「異議申立て」に改め、同条第二項中「異議の申立てがあるたとき」を「異議申立てがあつたとき」と改め、同項及

は第五十五条 商工会议の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第百八十九号)の一部を次のよう改訂する。

（運輸省設置法の一部改正）

第一百八十八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のよう改訂する。

第六条第一項第十二号中「処分による不服の裁決」を「処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てに対する決定等」に改め、

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第一百八十九条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のよう改訂する。

（船舶安全法の一部改正）

第一百九十三条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のよ

うに改訂する。

（第五十七条の前の見出しを削り、同条及び第五十八条を次のよう改める。）

第四十五条を次のように改め
る。

第四十五条 削除

（木船運送法の一部改正）

第七年法律第百五十一号の一部を次のように改訂する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

（木船再保險法の一部改正）

第二十八年法律第六十五号の一部を次のように改訂する。

第十八条の見出し中「請求」を

「申立て」に改め、同条第一項中

「審査の請求をする」を「審査を申立てする」に改め、同条第二項及び第三項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

（船舶法の一部改正）

第一百九十五条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改訂する。

第五十九条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてしてた処分につき、通商産業大臣に對して審査請求があつた場合に準用する。

第六十条 削除

第六十一条に次の二項を加える。

2 第五十九条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてしてた処分につき、通商産業大臣に對して審査請求があつた場合に準用する。

第九章 運輸省関係

（運輸省設置法の一部改正）

行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)に定ムルモノノ

外領事ノ行フ前項ノ事務ニ係ル部を次のよう改訂する。

第六条第一項第十二号中「処分による不服の裁決」を「処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てに対する決定等」に改め、

（船舶安全法の一部改正）

第一百九十三条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のよ

うに改訂する。

（第十一条第一項中「不服アルトヲ以テ之ヲ定ム

（船舶安全法の一部改正）

第一百九十三条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のよ

うに改訂する。

（海上運送法の一部改正）

第一百八十九条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改訂する。

（第五十七条の前の見出しを削り、同条及び第五十八条を次のよう改める。）

第四十五条を次のように改め
る。

第四十五条 削除

（臨時船舶建造調整法の一部改正）

第一百九十四条 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)の一部を次のように改訂する。

第五条 削除

第六条第一項中「前条の不服の申立て」を「この法律の規定によって見出しどとして」「(異議申立ての手続における聽聞)」を

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

第五十九条に見出しどとして「(異

議申立ての手続における聽聞)」を

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

第五十八条に見出しどとして「(異

議申立ての手續における聽聞)」を

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

第五十九条に見出しどとして「(異

議申立ての手續における聽聞)」を

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

第五十八条に見出しどとして「(異

議申立ての手續における聽聞)」を

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

第五十九条に見出しどとして「(異

議申立ての手續における聽聞)」を

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

(船舶職員法の一部改正)

第一百九十六条 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改め

第二十八条に次の二項を加え

第二十五条 削除

第二十八条规定の二項を加え

第二行政不服審査法(昭和三十七年法律第百四十九号)に定めるもの

のほか、領事官が行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

(港湾法の一部改正)

第一百九十七条 港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条に次の二項を加え

第二十九条 削除

第二十九条に次の二項を加え

(倉庫業法の一部改正)

第一百九十九条 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一年号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条を次のように改め

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第二百条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条に次の二項を加える。

(帝都高速度交通運営團法の一部改正)

第二百一条 帝都高速度交通運営團法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条に次の二項を加える。

第二十九条 削除

第二十九条に次の二項を加え

(船舶職員法の一部改正)

正三十三年法律第三十七号)第一

の命令についての審査請求も、

同様とする。

第五十九条第一項中「(大正三年

法律第三十七号)」を削り、同条第

二項及び第三項中「前条第二項」を

「第五十八条第二項」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第一百九十八条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条を次のように改め

(道路運送法の一部改正)

第一百九十九条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条を次のように改め

(倉庫業法の一部改正)

第一百九十九条 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一年号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条を次のように改め

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第二百条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条に次の二項を加える。

(帝都高速度交通運営團法の一部改正)

第二百一条 帝都高速度交通運営團法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条に次の二項を加える。

(帝都高速度交通運営團法の一部改正)

第二百一条 帝都高速度交通運営團法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改訂する。

第二十九条に次の二項を加える。

第二十九条 削除

第二十九条に次の二項を加え

(船舶職員法の一部改正)

正三十三年法律第三十七号)第一

服ヲ其ノ裁定ニ付テノ不服ノ理

由ト為スコトヲ得ズ

(通運事業法の一部改正)

第二百二条 通運事業法(昭和二十一年法律第二百四十一号)の一部を次のように改訂する。

第三十五条を次のように改め

(道路運送法の一部改正)

第二百三条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改訂する。

第二百三条に次の二項を加え

(道路運送車両法の一部改正)

第二百三条 第三百三十二条に次の二項を加え

6 第三百三十二条に規定による裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し又は負担すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第十四条及び第三十七条第六項の規定を準用しない。

第三十八条を次のように改め

(自動車ターミナル法の一部改正)

第二百六条 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改訂する。

第二百八条中「第五項」を「第六項」に改める。

第二百八条を次のように改め

(航空法の一部改正)

第二百七条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改訂する。

第二百七条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改訂する。

し立てるに改め、同条第二項及び第三項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

(自動車ターミナル法の一部改正)

第二百六条 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改訂する。

第二百八条中「第五項」を「第六項」に改める。

第二百八条を次のように改め

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二百五条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改訂する。

第二百五条 第二項及び第四十五条の規定を適用せず、かつ、同法第四十一条の規定にかかるらず、同法

八条の規定にかかるらず、同法

(旅行、施業法の一部改正)

第二百九条 旅行、施業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

(航路標識法の一部改正)

第二百十条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四号及び第五号を削除

第十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

(水路業務法の一部改正)

第二百十一条 水路業務法(昭和二十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

(海難審判法の一部改正)

第二百十二条 海難審判法(昭和十二年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の二 この法律に基づく処分については、行政不服審査法(昭和二十七年法律第二百六十五号)による不服申立てを次のように改めることとする。

第六十四条の二 削除

(気象業務法の一部改正)

第二百十三条 気象業務法(昭和十七年法律第二百六十五号)の一部を次のように改める。

第二十五条 削除

(第三十条に次の二項を加える。)

2 気象測器の検定の結果について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百四十四号)による不服申立てをすることができない。

第三十条に次の二項を加える。

第三十一条に次の二項を加える。

(公衆電気通信法の一部改正)

第二百六十六条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一

部を次のように改正する。

第二百六十七条に次の二項を加える。

第二百六十八条に次の二項を加える。

第二百六十九条に次の二項を加える。

第二百七十条に次の二項を加える。

第二百七十二条に次の二項を加える。

第二百七十三条に次の二項を加える。

第二百七十四条に次の二項を加える。

第二百七十五条に次の二項を加える。

第二百七十六条に次の二項を加える。

第二百七十七条に次の二項を加える。

第二百七十八条に次の二項を加える。

第二百七十九条に次の二項を加える。

第二百八十一条に次の二項を加える。

第二百八十二条に次の二項を加える。

第二百八十三条に次の二項を加える。

第二百八十四条に次の二項を加える。

第二百八十五条に次の二項を加える。

第二百八十六条に次の二項を加える。

第二百八十七条に次の二項を加える。

第二百八十八条に次の二項を加える。

第二百八十九条に次の二項を加える。

第二百九十一条に次の二項を加える。

第二百九十二条に次の二項を加える。

第二百九十三条に次の二項を加える。

第二百九十四条に次の二項を加える。

第二百九十五条に次の二項を加える。

第二百九十六条に次の二項を加える。

第二百九十七条に次の二項を加える。

第二百九十八条に次の二項を加える。

第二百九十九条に次の二項を加える。

第二百三十条に次の二項を加える。

第二百三十一条に次の二項を加える。

第二百三十二条に次の二項を加える。

書」を「審査申立書」に改め、同条

第二項中「審査請求書」を「審査申立書」に、「請求人」を「申立人」に、

「請求」を「申立て」に改め、同条第

三項中「審査請求書」を「審査申立

書」に改め、同条第四項中「審査請

求」を「審査の申立て」に、「審査請

求書」を「審査申立書」に改め、同

条第五項中「請求人」を「申立人」

とすることができない。

第五十九条の見出し及び第一項

中「請求」を「申立て」に改める。

第六十条第一項及び第六十一条

中「審査請求書」を「審査申立書」に

改める。

第六十四条第四号及び第六十五

号中「請求人」を「申立人」に改め

る。

第六十六条中「請求」を「申立て」

に改める。

第六十七条の見出し中「請求」を

「申立て」に改め、同条中「請求す

る」を「申し立てるに改める。

(郵便年金法の一部改正)

第二百十九条 郵便年金法(昭和二

十四年法律第六十九号)の一部を

次のように改正する。

第四十条第二項及び第三項中

「審査請求書」を「審査申立書」に改

め、同項中「当該審査請求」を「當

該審査の申立て」に改める。

(電波法の一部改正)

第二百二十条 電波法(昭和二十五

年法律第二百三十一号)の一部を

次のように改正する。

目次中「異議の申立」を「異議申

立」に改め、同条第一項中

「請求」を「申立て」に、「審査請求

立」に改め、同条第一項中「申立て」

「第七章 異議の申立て及び訴訟」

第二項中「審査申立て及び訴訟」

を「第七章 異議申立て及び訴訟」

に改める。

第八十三条及び第八十四条を次

のように改める。

(異議申立ての方式)

第八十三条 この法律又はこの法

律に基づく命令の規定による郵

政大臣の処分についての異議申

立ては、異議申立て書正副二通を

提出してしなければならない。

第八十四条 削除

第八十五条中「第八十三条の規

定による異議の申立て」を第八十三

条の異議申立て「に、前条の規定

により申立てを却下する」を「その異

議申立てを却下する」に改める。

第八十六条中「異議の申立て」を

「異議申立て」に改める。

第八十七条第一項中「異議の申

立て」を「申立て」に改め、同条第二

項中「公告」を「公告する」ととも

に、その旨を知っている利害関係

者に通知しに改める。

第八十九条を次のように改め

る。

第八十九条 利害関係者は、審理

官の許可を得て、参加人として

当該聴聞に開する手続に参加す

ることができる。

2 審理官は、必要があると認め

るときは、利害関係者に対し、

参加人として当該聴聞に開する手續に参加することを求めるこ

第九十条の見出しを「代理人及

び指定職員」に改め、同条に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、所部の職員でその指定するもの(以下「指定職員」という。)をして聴聞に関する手続に参加させることができる。

3 第一項の代理人は、聴聞に関し、異議申立人、参加人又は指定職員に代わって一切の行為をすることができる。

第九十一条及び第九十二条を次のように改める。

(意見の陳述)

第九十二条 異議申立人、参加人又は指定職員は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 前項の場合において、異議申立人又は参加人は、審理官の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。

3 審理官は、聴聞に際し必要があると認めるときは、異議申立人、参加人又は指定職員に対し、意見の陳述を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第九十二条 異議申立人、参加人又は指定職員は、聴聞に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審理官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第九十二条の次に次の四条を加える。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第九十二条の二 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、適當と認める者に、参考人として出頭を求めてその知つている事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができ。この場合に

おいては、異議申立人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

(物件の提出要求)

第九十二条の三 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第九十二条の四 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理官は、異議申立人、参加人又は指定職員の申立てにより前項の検証をしようとするときは、すみやかに、第十九十二条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十二条の三の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(不服申立ての制限)

第九十三条 審理官が聴聞に関する手続においてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第一号)によ

(異議申立人又は参加人の審問)

第九十三条の五 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、

第九十三条の五 審理官は、異議申立人又は参加人を審問することができる。この場合にお

いては、第九十二条の二段後の規定を準用する。

第九十三条の二中「前条」を「第三条の四」とし、同条の次に次の二条を加える。

3 郵政大臣は、決定をしたとき

は、行政不服審査法第四十八条处分につき、行政不服審査法第

四十八条において準用する同法

審議会の議に付した事案に係る

三条を加える。

(処分の執行停止)

第九十三条の五 郵政大臣は、第八十五条の規定により電波監理

審議会の議に付した事案に係る

处分があつたときは、電波監理審議会の意見を聴かなければ

ならない。

第九十三条の次に次の二条を加える。

(証拠書類等の返還)

第九十三条の二 審理官は、前条

第二項の規定により意見書を提出したときは、すみやかに、第十九十二条の規定により提出され

た証拠書類又は証拠物及び第九

十二条の三の規定による提出要

求に応じて提出された書類その

他の物件をその提出人に返還し

なければならない。

(不服申立ての制限)

第九十三条の三 審理官が聴聞に

場所を申立て人に通知し、これに立ち合ふ機会を与えなければならぬ。

(異議申立人又は参加人の審問)

第九十三条の五 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職

員の申立てにより又は職権で、

項の文書を「決定書」に改め、「及び理由」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 郵政大臣は、決定をしたとき

は、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第四十二条の規定によるほか、決定書の贈本を第八十九条の規定による

参加人に送付しなければならぬ

こと。

3 郵政大臣は、決定をしたとき

は、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第四十二条の規定によるほか、決定書の贈本を第八十九条の規定による

参加人に送付しなければならぬ

こと。

3 前二項の聴聞の開始は、審理官(第六項において準用する第

九十九条の十二中第三項を削り、第四項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

第一項及び第二項の聴聞に準用する。

第一百四条第一項中「並びに第七章」を削る。

第一百四条第一項中「第九十一条」を

「第九十二条の二」に、「報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし」を

「鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をし」に改める。

(有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)

第二百二十一條 有線放送業務の運

用の規正に関する法律(昭和二十

六年法律第二百三十五号)の一部を

次のように改正する。

第九条の見出しを「(電波法の準

用)」に改め、同条第一項を削り、

同条第二項中「異議の申立及び」を

「異議申立て及び」に、「前項の異議の申立」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立て」に改め、後段を削り、同条を同条

第一項とする。

第十一章 労働省関係

(労働保険審査官及び労働保険審

査会法の一部改正)

第二百二十二条 労働保険審査官及

び労働保険審査会法(昭和三十

一年法律第二百二十六号)の一部を次

のよう改正する。

第一条中「審査等の手続」を「審

査請求等の手続」に、「再審査の手

続」を「再審査請求の手続」に改め

る。

第一条中「審査の手続」を「審査

請求等の手続」に、「再審査の手

続」を「再審査請求の手続」に改め

る。

第一条中「審査の手續」を「審査

請求等の手續」に、「再審査の手

續」を「再審査請求の手續」に改め

る。

第一条中「審査の手續」を「審査

請求等の手續」に、「再審査の手

續」を「再審査請求の手續」に改め

る。

第一条中「審査の手續」を「審査

請求等の手續」に、「再審査の手

續」を「再審査請求の手續」に改め

第六条中「審査の事務のほか」を「審査請求の事件を取り扱うほか」に、「つかさどる」を「取り扱う」に改める。

「第二節 審査等の手続」を「第一章第二節中「審査の請求」を「審査請求」と、「請求人」を「審査請求人」に改め

機会を与えるなければならない。
第十四条の次に次の二条を加える。
(手続の併合又は分離)

第十四条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

「審査請求」に、「請求人」を「審査請求人」に改める。

第八条の見出しを「(審査請求期間)」に改め、同条中「知つた日から」を「知つた日の翌日から起算して」に改め、同条に次の二項を加える。

2 審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

第九条の見出しを「(審査請求的方式)」に改める。
第九条の次に次の二条を加える。
(代理人による審査請求)

第九条の二 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。
(審査請求の取下げ)

第十七条の見出し中「審査手続」を「手続」に改め、同条中「審査」を「審査請求」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(審査請求の取下げ)

第十七条の一 審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる。

(口頭による意見の陳述)

第十三条第一項中「審査の結果」を「審査請求の結果」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(口頭による意見の陳述)

2 審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

第十九条第二項を次のように改める。
第十九条第二項を次のように改める。

2 決定書には、労働保険審査会に対して再審査請求することを記載しなければならない。

第二十条 決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。
(決定の効力発生)

第十二条 決定書の謄本を送付することに由つて行なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方

2 決定書の謄本を送付することに由つて行なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方

3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他

の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査官は、決定書の謄本を第十三条第一項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

第二十一条の次に次の二条を加える。
(文書その他の物件の返還)

第二十二条の一 審査官は、決定書をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他物件をその提出人に返還しなければならない。

第二十二条の二 審査官は、決定書をしたときは、すみやかに、事

ができる旨及び再審査請求期間を記載しなければならない。
第二十条を次のよう改める。
(不服申立て)

第二十二条の二 この節の規定に基づいて、審査官がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

第二十三条中「この章」を「この節」に、「審査」を「審査請求」に改める。

第二十五条第一項中「申請」を「申立て」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「請求」を「審査請求」に改め、同条同様に「申請」を「申立て」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「請求」を「審査請求」に改め、同条同様に「申請」を「申立て」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第三項の次に次

3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他

の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査官は、決定書の謄本を第十三条第一項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

第二十一条の次に次の二条を加える。
(文書その他の物件の返還)

第二十二条の一 審査官は、決定書をしたときは、すみやかに、事

件につき提出された文書その他物件をその提出人に返還しなければならない。

第二十二条の二 審査官は、決定書をしたときは、すみやかに、事

件につき提出された文書その他物件をその提出人に返還しなければならない。

第二十二条の三 審査官は、決定書をしたときは、すみやかに、事

件につき提出された文書その他物件をその提出人に返還しなければならない。

項として、同条第四項中「請求」を「再審査請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次

4 審査会は、再審査請求人又は第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるべきである。

第二十一条第二項中「審査の請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第一項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第二項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第三項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第四項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第五項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第六項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第七項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第八項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第九項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第十項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第十一項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第十二項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十五条第十三項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

項として、同条第四項中「請求」を「再審査請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次

4 審査会は、再審査請求人又は第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるべきである。

第二十一条第二項中「審査の請求」を「再審査請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次

4 審査会は、再審査請求人又は第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるべきである。

第二十一条第三項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第四項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第五項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第六項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第七項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第八項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第九項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第十項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第十一項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第十二項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第二十一条第十三項中「審査請求」を「再審査請求」に改める。

第三十五条の五 第三十五条の二

した決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第
二号）による不服申立てを

第 一 条 は 本 聞 事 會 が 立 て た
す る こ と が で き な い。

ことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日より翌日から起算して一週間以内」を加える。
第四章中第二十七条の二の次に
次の一条を加える。
(六月三十日の期限)

項中「請求」を「申立て」に改め、同条第五項中「仲裁の請求」を「仲裁の申立て」に改める。
第八十六条第一項中「請求する」を「申し立てる」に改め、同条第一項中「請求」を「申立て」に改める。
(労働者災害補償保険法の一部正)

法律第
二号)第二章第一節、第
二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用
しない。
(じん肺法の一部改正)
第二百二十九条 じん肺法(昭和三
十五年法律第三十号)の一部を次
のように改正する。
第十八条から第二十条までを次

4 があつた場合に準用する。」の場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「査査請求人」と読み替えるものとする。

労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において適用する第十三条第四項の規定により提出されたエツ

があつた場合に準用する。」の場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、 「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

労働大臣は、裁決をしたときは、前項第一項の規定又は前項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならぬ

5 は、労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条の規定によるものとみなす。

6 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条の規定によるものとみなす。

7 「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の副本を労働省令で定める利害関係者とし、「中央」しん肺診査医」と「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

があつた場合に準用する。」の場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならぬ。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の副本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとす

があつた場合に準用する。」の場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の副本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

があつた場合に準用する。」の場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「地方しん肺診査医」とあるのは、「中央しん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の副本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとす
る。

があつた場合に準用する。」の場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとすを次のように改正する。

第二十条 削除
(失業保険法の一部改止)

第二百三十条 失業保険法(昭和十二年法律第百四十六号)の一部を次のよう改正する。

目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に

があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。
を次のように改正する。

（失業保険法の一部改正）

第二百三十条 失業保険法（昭和十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に改める。

があつた場合に準用する。」の場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の副本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

第二十条 削除
(失業保険法の一部改正)

第二百三十条 失業保険法(昭和二十二年法律第二百四十六号)の一部を次のよろに改正する。

目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に改める。

「第七章 審査の請求、訴願及び訴訟」を「第七章 不服申立て及び訴訟」に改める。

第四十条の見出しを「(不服申立

があつた場合に準用する。」の場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

第二十条 削除

(失業保険法の一部改正)

第二百三十条 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のとおり改正する。

目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に、び訴訟に改める。

「第七章 審査の請求、訴願及び訴訟」を「第七章 不服申立て及

保険金の支給」を「保険給付」に、

第四十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第一項中「失業

があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第一項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の副本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

る。

第二十条 削除
(失業保険法の一部改正)

第二百三十条 失業保険法(昭和二十二年法律第二百四十六号)の一部を次のようく改正する。

目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に改める。

「第七章 審査の請求、訴願及び訴訟」を「第七章 不服申立て及び訴訟」に改める。

第四十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第一項中「失業保険金の支給」を「保険給付」に、「失業保険審査官の審査を請求し」

「(大妻を除き届け)」に改め、「(大妻を除き届け)」に審査

があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第一項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の副本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

第二十条 削除
(失業保険法の一部改正)
第二百三十条 失業保険法(昭和二年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に改める。

「第七章 審査の請求、訴願及び訴訟」を「第七章 不服申立て及び訴訟」に改める。

第四十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第一項中「失業保険金の支給」を「保険給付」に、「失業保険審査官の審査を請求し」を「失業保険審査官に対して審査をし」に、「労働保険審査会に再審査を請求し」を「労働保険審査審査会に対し再審査請求をし」に改

があつた場合に準用する。」の場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは、「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエツクス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第一百三十条 失業保険法（昭和二十二年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に改める。

「第七章 審査の請求、訴願及び訴訟」を「第七章 不服申立て及び訴訟」に改める。

第四十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第一項中「失業保険金の支給」を「保険給付」に、「失業保険審査官の審査を請求し」を「失業保険審査官に對して審査請求をし」に、「労働保険審査会に再審査を請求し」を「労働保険審査会に再審査請求をし」に改め、同条第一項中「審査又は再審

第四十条第三項中「國家公務員行政不服審査法による不服申立てをすることができない」を削り、「適用しない」を規定は、「同項を同条第四項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。」

(労働組合法の一部改正)

第二百一十五条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に改める。

第二十七条第五項中「十五日以内」の下に「（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつた場合）」を追加する。

(労働基準法の一部改正)
「審査の申立て」に改める。
「(に)、一請求人」を「申立人」に改め、同条第三項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改正する。
第二百二十七条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のようく改正する。
第四十七条规定に次の一項を加え
前二項の規定による性能検査の結果についての処分については、行政不服審査法（昭和十七年法律第号）による不服申立てをすることができる。
第八十五条第一項中「請求する」を「申し立てる」に改め、同条第三

第三十六条 前条第一項の審査請求及び再審査請求について、は、行政不服審査法(昭和三十七年
第三十五条の二中「異議」と「不服の事由を具」、「都道府県労働基準局長」に審査の請求をなす」を「異議申立てをする」に改め、同条を第三十一条とする。
第三十五条の次に次の一条を加える。
第三十六条 前条第一項の審査請求又は再審査請求又は再審査を請求しを労働基準監督署会に対しして再審査請求をしに改め、同条第二項中「審査又は再審査の請求」を「審査請求又は再審査請求」に改める。

該決定に係るエニクス線写真その他の物件及び証拠となる物件を添附しなければならない。

第十九条 前条第一項の審査請求の裁決は、中央じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。

2 労働大臣は、前条第一項の審査請求について、当該決定を取り消す旨の裁決をするときは、裁決で、労働者又は労働者であつた者がじん肺にかかりつてゐるかどうかの別及びその者の健康管理の区分を決定するものとする。

3 第十三条第三項及び第四項の規定は、前条第一項の審査請求

十一(年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に改める。
第七章 審査の請求、訴願及び訴訟を第七章 不服申立て及び訴訟に改める。
第四十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第一項中「失業保険金の支給」を「保険給付」に、「失業保険審査官の審査を請求し」を「失業保険審査官に對して審査請求をし」と「失業保険審査会に對して再審査請求をし」に改め、同条第二項中「審査又は再審査を請求し」を「労働保険審査会に對して再審査請求をし」に改める。

査の請求」を「審査請求又は再審査請求」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)

第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

第四十一条中「失業保険金の支給」と「保険給付」に改める。

第四十二条を次のように改める。

第五節の規定を適用しない。

第四十三条削除

第十一章 建設省関係

(建設業法の一部改正)

第一百三十一条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改定する。

第二十五条の十五第一項中「異議の申立」を「異議の由出」に改め

る。

第二十五条の十九の見出しを

「異議の申出」に改め、同条第一項中「異議の申立をする」を「異議の申立をする」に改める。

第二十七条の四中「再審査の申立てをする」を「再審査を申し立てる」に改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

(土地収用法の一部改正)

第二百三十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改定する。

目次中「訴願」を「不服申立て」に改める。

第二十八条の見出し中「及び再審査」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第一百八条第四項中「申し立てる」を「申し出る」に改め、同条第五項中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第一百九条中「異議の申立」を「異議の由出」に改める。

第十章 訴願及び訴訟」を「第十九章 不服申立て及び訴訟」に改める。

第一百二十九条から第一百三十一條までを次のように改める。

(収用委員会の裁決についての審査請求)

第百二十九条 収用委員会の裁決に不服がある者は、建設大臣に

対して審査請求をすることがで

きる。

(不服申立て期間)

第百三十一条 事業の認定についての異議申立て又は審査請求に

から第五項まで中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第二十七条の四中「再審査の申

立てをする」を「再審査を申し立てる」に改める。

第四十一条を次のように改め

(不服申立てに対する決定及び裁決)

第一百三十一条 事業の認定に関する処分又は収用委員会の裁決による不服申立てをすることが

ついての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、土地調整委員会の意見を聞いた後にしなければならない。

第一百三十二条第一項の規定に

よる決定

建設大臣は、事業の認定又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求があつた場合において、事業の認定又は裁決に至るまでの手続その他の行為に関して違法があつても、それが軽微なものであつて事業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、

決定又は裁決をもつて当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。

第一百三十一条の次に次の二条を加える。

(事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略)

第百三十二条の二 異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決により事業の認定又は収用委員会の裁決が取り消された場合において、建設大臣若しくは都道府県知事が再び事業の認定に係る処分をしようとするとき、又は収用委員会が再び裁決をしようとするときは、事業の認定又は裁決につき既に行なつた手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該

(不不服申立ての制限)

第一百三十一条の三 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てについて準用する。

第二百三十五条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一都道府県知事がした事業の認定の拒否

第一百三十二条第一項又は第二百三十三条第一項の規定による処分

収用委員会の裁決についての審査請求においては、損失の補償についての不服をその裁決に

ついての不服の理由とすることができない。

第一百三十五条第一項中「訴願」を「行政不服審査法による不服申立て」に、「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第二十条第二項中「縦覧期間内に」を「縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日まで」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項として、同条第三項の次に

第二十条第二項中「縦覧期間内に」を「縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日まで」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項として、同条第三項の次に

第二百三十三条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改定する。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第二百三十二条を次のように改め

4 前項の規定による意見書の内容の審査について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改め

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第二百三十四条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改め

第二十二条削除

(土地収用法の一部改正)

第二百三十二条の二 異議申立て及び訴訟」に改め、同条第一項を次のように改める。

土地収用法第百三十一条第一項、第二百三十二条第一項及び第二百三十三条第一項を

百三十一条の二の規定は、特定公共事業の認定に関する不服申立てについて準用する。

(屋外広告物法の一部改正)

第二百三十五条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第八条の二を第八条とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第二百三十六条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「縦覧期間内に」を「縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日まで」に改め、同条第四項中「前項」を「第六項」とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げる。

第五十五条第二項中「縦覧期間内に」を「縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日まで」に改め、同条第四項中「前項」を「第六項」とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げる。

(審査請求)

がした処分については建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者が

した処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合において、

都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることができる。

4 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項(第九十一条

(高速自動車国道法の一部改正)
第二百四十九条 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

(不服申立て)

第二十四条 第八条の規定による特

定行政庁又は建築主事の処分又

はこれに係る不作為(行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)第二条第二項に規定する不作為をいう。)についての

審査請求は、当該市町村又は都

道府県の建築審査会に対してす

るものとする。

第九十四条第二項を削り、同条

協議に基づき他の工作物の管理

者が建設大臣に代わつてした処

分その他の公権力の行使に当たる

行為(以下この条において「処

分」という。)に不服がある者は、

申請した者は、道路管理者がそ

の許可を拒否したものとみなし

て、不服申立てをすることがで

きる。道路管理者が第九十一条

第一項の規定による許可の申請

書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対する

なんらの処分をしないときは、

同様とする。

(道路整備特別措置法の一部改正)
第二百四十八条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一

部を次のように改訂する。
第二十九条を次のように改め
(建築基準法の一部改正)
第二百五十条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改訂する。

第七十八条第一項中「裁定及び

同意」を「同意及び第九十四条第一

項の審査請求に対する裁決」に改

める。

第九十四条の見出しが「(不服申

立て)」に改め、同条第一項を次の

よろに改める。

この法律又はこれに基づく命

令若しくは条例の規定による特

定行政庁又は建築主事の処分又

はこれに係る不作為(行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)第二条第二項に規定する不作為をいう。)についての

審査請求は、当該市町村又は都

道府県の建築審査会に対してす

るものとする。

第九十四条第二項を削り、同条

協議に基づき他の工作物の管理

者が建設大臣に代わつてした処

分その他の公権力の行使に当たる

行為(以下この条において「処

分」という。)に不服がある者は、

申請した者は、道路管理者がそ

の許可を拒否したものとみなし

て、不服申立てをすることがで

きる。道路管理者が第九十一条

第一項の規定による許可の申請

書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対する

なんらの処分をしないときは、

同様とする。

(日本住宅公団法の一部改正)
第二百五十五条 建築審査会の裁決に

不服がある者は、建設大臣に対

して再審査請求をすることがで

きる。

(日本住宅公団法の一部改正)
第二百五十六条 第七項(同条第

二項において準用する場合

を含む。)の規定による通知

一 第九十五条を次のように改め

る。

第九十五条 建築審査会の裁決に

不服がある者は、建設大臣に対

して再審査請求をすることがで

きる。

(日本住宅公団法の一部改正)
第二百五十七条 第三項

四項(同法第九十七条第三項

において準用する場合を含

む。)の規定によつてした通知

第五十三条 この章の規定による

処分についての異議申立てがあ

つたときは、建設大臣は、その

異議申立てを受理した日から三

十日以内にこれに対する決定を

しなければならない。

第六十条に次の一項を加える。

審査法による審査請求をするこ

とができる。

(住宅地区改良法の一部改正)

までに改め、同条第十二項中「第

八項」を「第九項」に、「第九項及び

第十項」を「第十項及び第十一項」

に改め、同項を同条第十三項とし、

同条第九項から第十一項までを「

項ずつ繰り下げ」同条第八項中

「前項」を「第七項」に改め、同項を

同条第九項とし、同条第七項の次

に次の二項を加える。

8 前項の規定による意見書の内

容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)中处分についての異

議申立ての審理に関する規定を準用する。

第四十一条を次のように改め

(不服申立て)

第三十五条 第十一条第二項又は

第十三条第二項に規定する処

に不服がある者は、建設大臣に

対して審査請求をすることがで

きる。この場合には、当該処分

をした施行者である都道府県又

は市町村の長に対して異議申立

てをすることもできる。

第三十五条 第十一条第二項又は

第十三条第二項に規定する処

に不服がある者は、建設大臣に

対して審査請求をすることがで

きる。この場合には、当該処分

をした施行者である都道府県又

は市町村の長に対して異議申立

てをすることもできる。

(防災建築街区造成法の一部改正)

第二百五十三条 防災建築街区造成

法(昭和三十六年法律第百十号)の

一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改め

る。

(防災建築街区造成法の一部改正)

第二百五十三条 防災建築街区造成

法(昭和三十六年法律第百十号)の

一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改め

る。

(防災建築街区造成法の一部改正)

第二百五十四条 第二項

二項(同法第五十三条)の

一部を次のように改正する。

第三十六条 第二項

二項(同法第五十三条)の

一部を次のように改正する。

第六十条に次の一項を加える。

2 第五十三条の規定は、都道府

県知事が前項の規定による委任に基づいてした第二章の規定による処分につき、建設大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第二百五十四条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)

の一部を次のように改定する。

第二十一条を次のように改め

第二十二条 削除

(測量法の一部改正)

第二百五十五条 测量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改定する。

第二十一条を次のように改め

第七章 削除

第六十条 削除

(自治省設置法の一部改正)

第二百五十六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)

の一部を次のように改定する。

第四条第一項第十四号の三中

「訴願を裁決し」を「審査請求その他不服申立てに対する裁決又は審決をし」に改め、同項第二十四号中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

第十七条第三号中「異議申立て」に改める。

第十三条第一号中「裁定」を「決定」に改定する。

「異議の申出」に、同条第七号中「裁定」を「決定」に、同条第九号

中「異議の申立」を「異議申立て」とは異議の申出に改める。

(地方自治法の一部改正)

第二百五十七条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改定する。

第二条第五項第三号中「訴願の裁決」を「審査請求その他の不服申立てに対する裁決、裁定又は審決」に改め。

第二百五十九条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)

の一部を次のように改定する。

第二十一条を次のように改め

第二十二条 削除

(測量法の一部改正)

第二百五十五条 测量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改定する。

第二十一条を次のように改め

第七章 削除

第六十条 削除

(自治省設置法の一部改正)

第二百五十六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)

の一部を次のように改定する。

第四条第一項第十四号の三中

「訴願を裁決し」を「審査請求その他不服申立てに対する裁決又は審決をし」に改め、同項第二十四号中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

第十九条第三項第十号中「異議の申立て」を「第一項の異議提起」を「第一項の規定による審査の申立て」に改める。

第二百五十七条第一項第十号中「異議の申立て」を「第一項の異議提起」を「第一項の規定による審査の申立て」に改める。

第二百五十八条第一項第十号中「異議の申立て」を「第一項の異議提起」を「第一項の規定による審査の申立て」に改める。

第二百五十九条第一項第十号中「異議の申立て」を「第一項の異議提起」を「第一項の規定による審査の申立て」に改める。

第二百五十九条第一項第十号中「異議の申立て」を「第一項の異議提起」を「第一項の規定による審査の申立て」に改める。

第一百四十三条第二項を次のよう

に改める。

前項の規定による決定は、文書をもつてし、その理由をつけなければならない。

第二百四十三条に次の二項を加える。

第一百四十三条に次の二項を加え

ることによって、本人に交付しなければならない。

第一項から第四項までに改め

る。

第二百六条を次のように改め

第二百六条 普通地方公共団体の長がした第二百三条、第二百四

条又は前条の規定による給与そ

の他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定め

がある場合を除くほか、都道府

県知事がした処分については自

治大臣、市町村長がした処分に

ついては都道府県知事に審査請

求をすることができる。この場

合においては、異議申立てをす

ることもできる。

第一百四十四条第一項の異議提

起を「第一項の規定による審査の

申立て」に改める。

第一百六十八条第九項中「第百十

八条第五項及び第六項」を「第一百四

十三条第二項から第四項まで」に

改める。

第一百六十八条第五項中「決定に不

服がある者は」の下に「決定があ

つた日から二十一日以内に、「を加

え、「訴願」を「審査を申し立て

請求」を「前項の規定による申立て」に改める。

議会に諮問してこれを決定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

第一項の規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

第二十九条の見出し中「異議」を
「異議の申出」に、同条中「異議の
申出」を「異議の提出」と改める。

第三十四条第三項中「異議の申出及び訴願」を「異議の申出」とし、「訴願」を「異議の申立て」とする。」

第九十六条中「申立」を「申請」に、「訴願」を「審査の申立て」に改める。

第百九条第四号中「異議の申立て及び訴願」を「異議の申出及び訴願」、「申立て」に「効力に關する訴訟」に、「異議の申立、訴願」を「異議の申出、審査の申立て」に改める。

第一二百二十二条の見出しの中「異議の申出及び申立及び訴願」を「異議の申出及び申立」に改め、同条第二項中「審査の申立て」を「不服がある」と「申出た」に、「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第三項中「異議の申立をした」を「異議を申し出た」に、「訴願を提起する」を「審査を申し立てる」に改める。

第二百六十六条の見出し中「異議の申出及び審査の申立て」を「異議の申出及び審査の申立て」に改め、同条第一項中「異議がある」を「不服がある」として、「異議の申立をする」を「異議を申し立てる」に改め、同条第二項中「異議の申立てをした」を「異議を申し出た」に、「訴願を提起する」を「審査を申し立てる」に改める。
第二百七条中「申立」を「申出」に、「訴願」を「審査の申立て」に改める。
第二百八条第一項中「異議がある」を「不服がある」に改める。
第二百九条第一項及び第二百一十二条第一項中「申立」を「申出」に、「異議の申立、訴願の提起」を「異議の申出、審査の申立て」に改める。
第二百一十三条第一項中「申立」を「申出」に、「訴願の裁決」を「審査の申立てに対する裁決」に、「訴願の申立てに対する裁決」に、「訴願の提起」を「異議の申出、審査の申立て」を「その申立てを受理し」を「その申立てを受理し」に改める。
第二百四十四条中「異議の申立、訴願の提起」を「異議の申出、審査の申立て」に改める。
第二百十五条中「異議の申立」を「異議の申出」に、「訴願」を「審査の申立て」に改める。
第二百六十六条 第二百二十七条第一項
《地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出又は審査申立て人》に改める。
第二百六十六条を次のよう改める。

の申出)及び第二百六条第一項
《地方公共団体の議会の議員及び
び長の当選の効力に関する異議
の申出》の異議の申出について
は、この章に規定するもののは
か、行政不服審査法第十一條か
ら第十三条まで(総代、代理人
等)、第十五条(審査請求書の記
載事項)第一項第一号から第四
号まで、第六号、第二項及び第
四項、第二十一條補正)、第二
十四条(参加人)、第二十五条
《審理の方式》、第二十六条(証
拠書類等の提出)、第二十八条
から第三十二条まで(物件の提
出要求、検証等)、第三十六条
《手続の併合又は分離》、第三十
九条(審査請求の取下げ)、第四
十四条(証拠書類等の返還)及び
に第四十七条(決定)第一項及び
第二項の規定を準用する。

等、第三十三条(処分庁からの物件の提出及び閲覧)、第三十一条(手続の併合又は分離)、第三十九条(審査請求の取下げ)、第四十条(裁決)第一項及び第二項、第四十三条(裁決の拘束力)、第一項並びに第四十四条(証拠書類等の返還)の規定を準用する。

3 前二項の場合において、前二項に規定する行政不服審査法の規定中「処分庁」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理する選管委員会」と読み替えるものとする。

第二百六十五条を次のように改める。

(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第二百六十五条 この法律の規定による处分その他の公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(地方財政法の一部改正)

第二百六十条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のようにより改正する。

(地方交付税法の一部改正)
第二百六十二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第四号中「請求」を「申立て」に改め、同条第五号中「申立て」を「申出」に改める。
第十八条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条第一項中「審査の請求をする」を「審査を立てる」に、「当該審査の請求を立てる」に、「当該審査の申立て」に改め、同条第二項中「請求」を「申立て」に改める。
第十九条第一項中「請求」を「申立て」に改め、同条第七項中「異議の申立をする」を「異議を申し立てる」に、「当該異議の申立」を「当該異議の申出」に改め、同条第八項中「申立て」を「申出」に改める。
（地方税法の一部改正）
第二百六十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十二節 雜則(第二十一条)」
第一条 第二十二条】を「第十二節 雜則(第二十一条)」
不不服審査(第十九条 第十九条
十五)を「第四款 削除」に、「第三款
罰則(第二十二条 第二十二条
の十)」に、「第四款 更正、決定
款 条」に、「第四款 更正、決定
等に関する救済(第七十二条の六
九十九条)を「第三款 削除」に、
「第三款 更正、決定等に関する
救済(第七十三条)を「第三款

削除に、「第三款更正、決定等に關する救濟（第七百条の三十
五）」を「第三款」削除に改める。

第一条第一項第六号中「違法又は錯誤があつた」を「不服がある」に改める。

第八条第四項中「訴願する」を「裁決を求める旨を申し出る」に改め、同条第六項中「訴願の提起」を「申出」に改め、同条第七項中「訴

願を受理した」を「申出を受けた」に改め、同条第九項中「又は錯誤」を「以下同じ。」その他の手続は「不服申立て」を「異議申立て」又は「不服申立て」又は「審査請求をいたる」として改める。

第八条の二第一項中「異議の申立てその他の手続は」を「不服申立て（異議申立て又は審査請求をいたる）」に改め、同条第三項中「不服申立てその他の手続と」を「以下同じ。」その他の手続は「不服申立て」に改め、同条第五項中「異議の申立て、又は」及び「異議の申立て又は」を削除。

第十一條第四項中「異議の申立て、又は」及び「異議の申立て又は」を削除。

第十四條の十七第三項中「異議の申立て」を「不服申立て」に改める。

「第十二節 雜則」を「第十二節

不不服審査」に改める。

第十九條を次のように改める。

（行政不服審査法との関係）

第十九條 地方団体の徴収金に関する各号に掲げる処分につ

いての不服申立てについては、行政

本節その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政

不不服審査法（昭和三十七年法律第十九号）の定めるところによ

一 更正若しくは決定（第五号に掲げるものを除く。）又は賦課決定

に改める。

二 督促又は滞納処分

三 第五十八条第一項若しくは第三項又は第三百二十二条の

十四第一項若しくは第三項の規定による分割の基準となる従業者数の修正

四 第五十九条第二項又は第三百二十二条の十五第二項若しくは第七項の規定による分割の基準となる従業者数についての決定又は裁決

五 第七十二条の四十九第一項又は第三項の規定による課税標準額の総額又は分割課税標準額の更正又は決定

六 第七十二条の五十四第一項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定又は同条第三項前段の規定による課税標準とすべき所得の決定

七 第七十二条の五十四第五項の規定による課税標準とすべき所得についての決定

八 第三百八十九条第一項、第四百十七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定による価格等の決定若しくは配分又はこれらの方不不服審査に改める。

九 前各号に掲げるものは、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分で自治省令で定めるもの

十 第十九条の次に次の九条を加える。

（徵稅吏員がした処分）

第十九条の二 不服申立てに關しては、第三条の二に規定する支

所又は稅務に關する事務所に所

属する徵稅吏員がした処分はそ

の者の所属する支所等の長がし

た処分と、その他の徵稅吏員が

した処分はその者の所属する地

方団体の長がした処分とみな

す。

（不服申立て期間）

第十九条の三 第十九条に規定する処分についての不服申立てに

第一項本文又は第四十五条の期間は、その処分があつたことを

知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第十九条の四 滞納処分についての各号に掲げる処分に関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする不服申立てには、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

（不服申立てがあつた場合等の通知）

第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合においては、その不服申立てに對する決定又は裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長に

対し、不服申立てがあつた旨その他の必要な事項を通知しなければならない。この場合においては、不服申立てがあつた旨その他の必要な事項を官報に登載することによって、當該通知にかかると

能够である。

（不服申立てに對する決定又は裁決の権限を有する者が當該不

百十一条に規定する公売期日等をいう。）

第十九条の二 不服申立てに關しては、第三条の二に規定する支

所又は稅務に關する事務所に所

属する徵稅吏員がした処分はそ

の者の所属する支所等の長がし

た処分と、その他の徵稅吏員が

した処分はその者の所属する地

方団体の長がした処分とみな

す。

（不服申立てと地方団体の徵收金の賦課徵收との關係）

第十九条の七 不服申立ては、そ

の目的となつた処分に係る地方

團体の徵收金の賦課又は徵收の

統行を防げない。ただし、その

地方団体の徵收金の徵收のため

に差し押えた財産の滞納処分

（その例による処分を含む。以

下本条において同じ。）による換

金及び配当は、その財産の価額

が著しく減少するおそれがある

ときを除き、その不服申立てに

對する決定又は裁決があるま

で、することができない。

（不服申立ての目的となつた処

決定についての不服の理由とす

ることができる。

（不服申立てがあつた場合等の通知）

第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合においては、その不服申立てに對する決定又は裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長は、不服申立てをした者

が第十六条第一項各号に掲げる

分に係る地方団体の徵收金につ

いて徵收の権限を有する地方団

体の長は、不服申立てをした者

が第十六条第一項各号に掲げる

分に係る地方団体の徵收金につ

いて徵收の権限を有する地方団

体の長は、不服申立てをした者

が第十六条第一項各号に掲げる

分に係る地方団体の徵收金につ

いて徵收の権限を有する地方団

びに第十九条」を「並びに第十六条の五第一項及び第二項」に改める。

第一百二十二条の三第四項から第九項までを削る。

第二章第六節第二款を次のように改める。

第三款 削除

第一百三十二条 削除

第一百三十四条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第一百三十四条の二から第百三十四条の四までを削る。

第一百五十四条第二項から第八項までを削る。

第一百五十九条第二項から第八項までを削る。

第一百六十四条を次のように改める。

第一百六十四条 削除

第一百六十七条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第一百五十九条第二項から第八項までを削る。

第一百六十四条を次のように改める。

第一百六十四条 削除

第一百六十七条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第一百六十七条の二から第一百六十七条の四までを削る。

第一百八十七条第二項から第八項までを削る。

第一百九十七条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第一百九十七条を次のように改める。

第一百九十七条 削除

第二百条の二から第二百条の四までを削る。

第二百四十三条第二項から第八項までを削る。

第二百五十条を次のように改める。

第二百五十条 削除

第二百五十三条第七項から第十一項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第二百五十三条の二から第二百五十三条の四までを削る。

第二百六十八条第二項から第八項までを削る。

第二百七十三条第二項から第八項までを削る。

第二百八十二条を次のように改める。

第二百八十二条 削除

第二百八十五条第七項から第十項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第二百八十二条を次のように改める。

第二百八十二条 削除

第二百八十五条第七項から第十項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第二百八十五条の二から第二百八十五条の四までを削る。

第二百八十二条第一項から第八項までを削る。

第二百八十二条 削除

第二百八十五条第七項から第十項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第二百八十五条の二から第二百八十五条の四までを削る。

第二百八十五条 削除

第二百八十五条第七項から第十項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第二百八十五条を次のように改める。

改め、同条第六項中「訴願の提起」を「申出」に改め、同条第七項中「訴願を受理した」を「申出を受けた」に改め、同条第八項中「関係市町村長」の下に「及び当該納税者」を加え、同条第九項中「裁定」を「決定」に改め、「又は錯誤」を削る。

第二百五十八条 削除

三百二十八条を次のように改める。

三百二十八条 削除

三百三十二条第七項から第十項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

三百三十二条の二から第三百三十二条の四までを削る。

三百五十七条第二項から第八項までを削る。

三百五十七条第二項 削除

三百六十四条の二第三項を削り、同条第二項中「前項の規定による修正の申出があつた場合」を「第一項の修正の申出に対する決議は、文書で行ない、かつ、理由を附けてその申出をした者に交付しなければならない。この場合」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

三百六十五条の二から第二百八十五条の四までを削る。

三百六十五条 削除

三百八十二条第二項から第八項までを削る。

三百八十二条 削除

三百八十五条第七項から第十項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

三百八十五条の二から第二百八十五条の四までを削る。

三百八十五条 削除

三百八十五条第七項から第十項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

三百八十五条を次のように改める。

三百八十五条 削除

三百八十五条第七項から第十項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

三百八十五条を次のように改める。

5 第一項の修正の申出に関する規定による決定に付する書類を郵便で提出した場合における第一項の期間の計算について
6 第三項の規定による決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第三百九十九条の規定は、道府県知事又は自治大臣が第一項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てをする。

第三百九十九条に次の二項を加える。

4 第三百九十九条の規定は、道府県知事又は自治大臣が第一項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合に準用する。

第三百九十九条に次の二項を加える。

第三百九十九条の見出しを「(道府県知事又は自治大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に關する異議申立てに対する決定の通知)に改め、同条中「前条第一項の規定による異議の申立」を「三百八十九条第一項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立て」に改める。

第三百九十九条の見出しを「(道府県知事又は自治大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に關する異議申立てに対する決定の通知)に改め、同条中「前条第一項の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。」

第四百三十二条に次の二項を加える。

3 固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、第一項

第四百条の二第一項中「第七百四十四条第三項」を第七百四十四

条に改める。

第四百一十七条に次の二項を加える。

3 第一百一十九条の二に次の一項を加える。

4 第三百九十九条の規定は、道

府県知事又は自治大臣が第一項

の規定による価格等の決定又

は配分についての異議申立て

に対する決定をした場合に準用

する。

第五百四十四条第一項の規定によ

て道府県知事又は自治大臣に異議

の申立てができる事ができる事項」を

「第三百八十九条第一項、第四百

十七条第二項又は第七百四十三条

第一項若しくは第二項の規定によ

つて道府県知事又は自治大臣が決

定し、又は修正し市町村長に通知

した価格等に関する事項」に、「請

求を「申出」に改め、同条第二項

を次のように改める。

2 行政不服審査法第十条から第

十三条まで並びに第十四条第一

項ただし書、第二項及び第四項

の規定は、前項の審査の申出の

手続について準用する。

第四百三十二条に次の二項を加

える。

3 固定資産税の賦課についての

不服申立てにおいては、第一項

昭和三十七年四月二十日印刷

昭和三十七年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局